

常 総 市

障がい者プラン（素案）

障がい者計画・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月（発行予定）

常総市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
(1) 計画の根拠・性格	2
(2) 計画の位置付け	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	5
5 計画の策定.....	6
(1) 計画の策定体制	6
6 計画の推進.....	6
(1) 計画の推進	6
(2) 計画の進捗状況の管理等	6
第2章 障がい者を取りまく状況	7
1 障害者手帳所持者等の推移.....	7
(1) 身体障害者手帳の推移	7
(2) 知的障がい者の状況.....	9
(3) 精神障がい者の状況.....	10
(4) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況.....	11
(5) 難病患者福祉手当受給者の状況	12
2 教育・育成.....	13
(1) 教育・育成の状況	13
(2) 常総市の障がいのある児童・生徒の教育	13
3 雇用・就労.....	15
(1) 雇用・就労支援の現状	15
(2) 雇用状況.....	15
4 アンケート調査	16
(1) アンケート集計結果 主なポイント	16
5 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び関係団体ヒアリングの実施.....	19
(1) 事業者.....	19
(2) 相談支援事業所	22
6 アンケートやヒアリング、社会動向を踏まえた主な課題について.....	27
(1) コミュニケーションについて	27
(2) ヤングケアラーについて	27
(3) 医療的ケアの適切な供給について.....	28
第3章 計画の理念・基本目標	31
1 計画の理念.....	31
2 計画の取り組み方針.....	31
方針1 ともに支え合う、共生のまちづくりを推進します.....	31

方針2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します	31
方針3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します	31
3 計画の基本目標	32
4 施策の体系	34
第4章 施策の展開	35
基本目標1 思いやりと助け合いの心づくりの推進	35
施策の方向1 障がい理解の推進	36
施策の方向2 ボランティア活動等の促進	36
基本目標2 保健・医療の充実	37
施策の方向1 健康づくりの推進	38
施策の方向2 心の病の予防・支援対策の推進	39
施策の方向3 医療的ケアの充実	40
基本目標3 地域生活支援の充実	41
施策の方向1 障がい福祉サービス等の円滑な推進	42
施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備	43
施策の方向3 地域生活支援事業の充実	44
施策の方向4 在宅サービスの基盤整備	45
施策の方向5 生活の安定・経済的自立の支援	47
施策の方向6 人材の確保	48
施策の方向7 支援者等への支援	48
基本目標4 教育・育成の充実	49
施策の方向1 障がい児の育成支援	50
施策の方向2 特別支援教育の推進	51
基本目標5 就労機会の拡大	52
施策の方向1 雇用・就労の場の拡大	53
施策の方向2 福祉的就労の場の確保	53
施策の方向3 職業リハビリテーションの充実	54
基本目標6 文化芸術・スポーツ、レクリエーション活動等の充実	55
施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興	56
施策の方向2 選挙における投票環境の整備	56
施策の方向3 地域コミュニティ活動	56
基本目標7 安心・安全な暮らしの確保	57
施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備	58
施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進	59
施策の方向3 情報アクセシビリティの推進	59
施策の方向4 住環境の整備	60
基本目標8 権利擁護の推進	61
施策の方向1 成年後見制度と意思決定支援の推進	62
施策の方向2 障がい者虐待防止のための体制整備	63
施策の方向3 差別の禁止	64
施策の方向4 合理的配慮の推進	64
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	65
1 本計画に関する国の指針	65

2	障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの展開	66
3	令和8年度に向けた目標	67
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	67
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	68
	(3) 地域生活支援拠点の充実	68
	(4) 福祉施設から一般就労への移行	69
	(5) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築	70
	(6) 相談支援体制の充実・強化	72
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	72
4	障害福祉サービスの見込み量	74
	(1) 訪問系サービス	74
	(2) 日中活動系サービス	75
	(3) 居住系サービス	78
	(4) 相談支援	79
5	障がい児通所支援（障がい児福祉計画）	80
6	地域生活支援事業の見込み量	83
	(1) 理解促進研修・啓発事業	83
	(2) 自発的活動支援事業	83
	(3) 相談支援事業	84
	(4) 成年後見制度利用支援事業	85
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	85
	(6) 意思疎通支援事業	86
	(7) 日常生活用具給付等事業	86
	(8) 移動支援事業	87
	(9) 地域活動支援センター事業	87
	(10) 任意事業	88

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすいと感じることのできる社会の実現に向けた国際的な取り組みとして、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年¹」（昭和56年）や、それに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障がい者への支援のあり方は大きく変化してきています。

国内の動きとしては、障がい者の人権及び基本的自由を保証し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約²」について、平成26年1月に批准し、同年2月に同条約は我が国において効力が生じました。

近年の動きとしては、「医療的ケア児³及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年度より施行され、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年度より施行されています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4年12月に公布され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者や難病患者等が、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指しています。

このような背景の中、本市では、障害者基本法⁴及び障害者総合支援法⁵、児童福祉法⁶に基づき、令和3年度に常総市障がい者プラン（障がい者計画及び障がい福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期））を策定し、障がい者施策を展開してきました。

このたび、社会情勢の変化や国で示された新たな障害者基本計画を受けて、本市においても新たに常総市障がい者プラン（障がい者計画の改定及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期））の策定を行うものです。

¹ 国際障害者年：国際連合が定めたもので、障がい者理解の促進を中心としたものです。

² 障害者の権利に関する条約：平成18年の国連総会で定められた条約で障がい者の人権及び基本的自由を保証し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的としたものです。

³ 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引などのケアが日常的に必要な子どものことです。

⁴ 障害者基本法：昭和45年に制定された法律で、障がい者の自立及び社会参加について定めた法律です。

⁵ 障害者総合支援法：正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成24年に制定された法律です。障がい者への社会参加の確保と、社会的障壁の除去を定めたものです。

⁶ 児童福祉法：昭和22年に制定された法律で、18歳未満の児童の福祉・権利を保障するための法律です。

表 障がいに関する主な法令改正一覧

法令名	公布年月	主な内容
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）【新規】	H30.6	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目指したものです。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）【新規】	R元.6	障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて、文字や活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目指したものです。
聴覚障害者による電話の利用の円滑化に関する法律【新規】	R 2.12	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的として、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス制度を創設しました。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）【新規】	R 3.6	医療的ケア児の健やかな成長と、家族の離職防止を目指したものです。
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）【新規】	R4.5	障がい者による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいのある人が情報を十分に取得できるようにするためのものです。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）【改正】	R4.6	「合理的配慮の提供」について、本改正法により、事業者も努力義務から義務化されることとなり、令和6年4月から施行されます。
児童福祉法等の一部を改正する法律【改正】	R4.6	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童発達支援センターの役割がより明確になるとともに、機能強化等が規定されました。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律【改正】	R 4.12	障がいのある人が、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指したものです。

2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の根拠・性格

本計画は、障害者基本法第11条3項に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」に基づき、3計画を一体的に策定するものです。

障がい者計画は、障がいのある人の生活、教育・育成、雇用・就労、住みよいまちづ

くり・生活環境など総合的、全般的な性格を持っています。一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、主に障害福祉サービスの提供について量の見込や確保方策などを定める実施計画としての性格を持っています。

【障害者基本法】

第11条3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

＊国の障害者基本計画（第5次）：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで5年間

＊第3期新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）：令和6年度から11年度までの6年間

【障害者総合支援法】

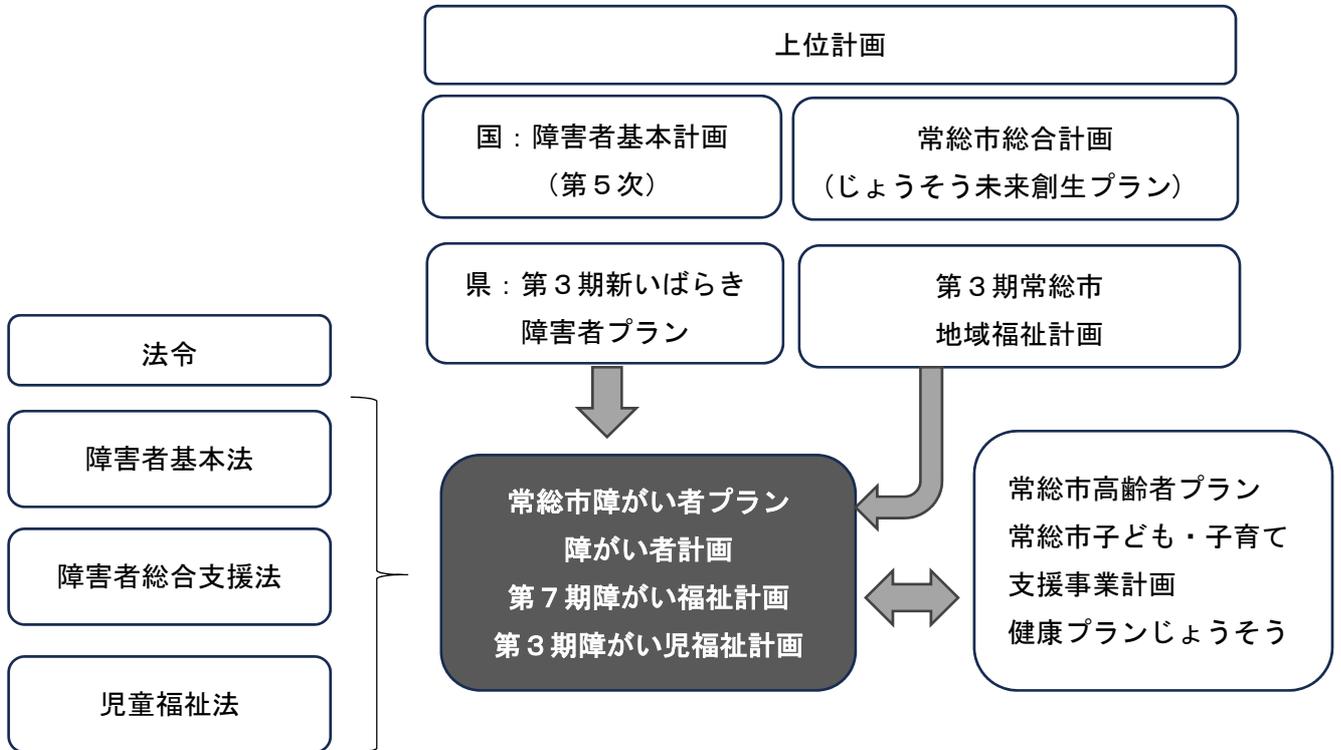
第88条1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法】

第33条の20第1項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）を勘案し、地域福祉計画、高齢者プラン、子ども・子育て支援プラン、健康増進計画など関連計画と調和を図って策定しています。



3 計画の期間

「常総市障がい者プラン（第7期）」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として策定します。

「障がい福祉計画（第7期）」と「障がい児福祉計画（第3期）」は、3か年を1期として策定が義務づけられていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

なお、社会経済の変動及び制度改革の動向によっては、計画期間中、必要に応じて、適宜、見直すこととします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者プラン	第5期			第6期			第7期					
障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期					
障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期					

4 計画の対象

本計画では、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条第1号に定義する「障害者」を施策の対象とします。ただし、具体的事業の対象となる障がいのある人の範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

【障害者基本法第2条】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

以上の人々を対象とするほか、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、すべての市民を計画の対象とします。

5 計画の策定

(1) 計画の策定体制

本計画は、「常総市障害者地域自立支援協議会設置条例」によって定められた障がい者団体・関連機関代表及び学識経験者・専門家等によって構成された委員により審議を行いました。

6 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画に位置付けられている施策は、事業担当部署が推進するとともに、関連機関・諸団体等の協力・連携により推進します。

(2) 計画の進捗状況の管理等

本計画は、計画見直し年度等節目の折に、アンケート結果等により、施策の成果を検討します。

また、常総市第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画については、数値目標が設定されているため、見直し年度に、これを評価指標として進捗状況を検討します。

第2章 障がい者を取りまく状況

1 障害者手帳所持者等の推移

(1) 身体障害者の状況

令和4年度末の本市の身体障害者手帳所持者は、1,836人となっており、平成30年度末から2.4%減少しています。

令和4年度末の等級別では、4級のみが平成30年度と比較して11.1%増加して390人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

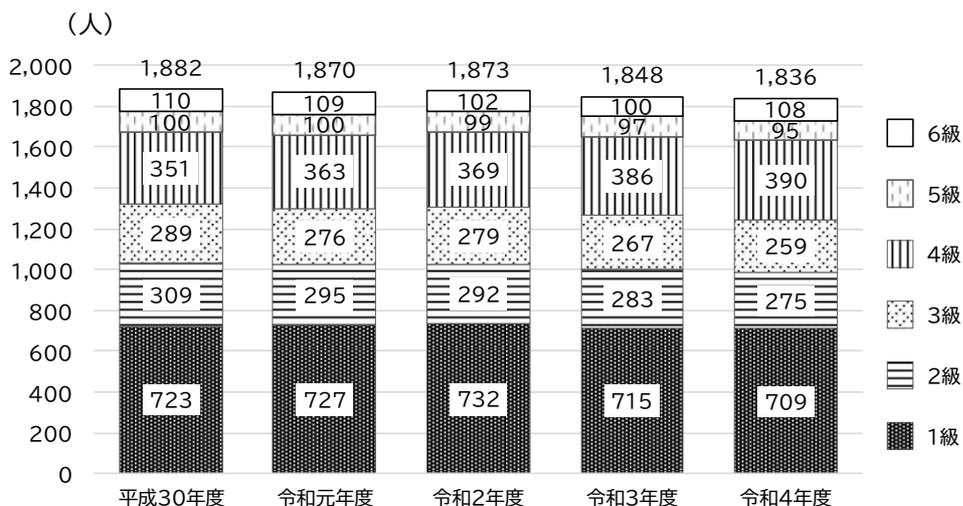
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		対平成30年増減数	対平成30年増減率	
					実数	構成比			
総数	1,882	1,870	1,873	1,848	1,836	-	-46	-2.4%	
年齢別	18歳以上	1,838	1,826	1,832	1,809	1,800	98.0%	-38	-2.1%
	18歳未満	44	44	41	39	36	2.0%	-8	-18.2%
等級別内訳	1級	723	727	732	715	709	38.6%	-14	-1.9%
	2級	309	295	292	283	275	15.0%	-34	-11.0%
	3級	289	276	279	267	259	14.1%	-30	-10.4%
	4級	351	363	369	386	390	21.2%	39	11.1%
	5級	100	100	99	97	95	5.2%	-5	-5.0%
	6級	110	109	102	100	108	5.9%	-2	-1.8%
障害別内訳	視覚障がい	100	100	104	105	98	5.3%	-2	-2.0%
	聴覚・平行機能障がい	152	149	142	141	134	7.3%	-18	-11.8%
	音声・言語・そしやく機能障がい	14	15	16	17	20	1.1%	6	42.9%
	肢体不自由	927	895	875	848	836	45.5%	-91	-9.8%
	内部障がい	689	711	736	737	748	40.7%	59	8.6%

注：各年度3月31日現在

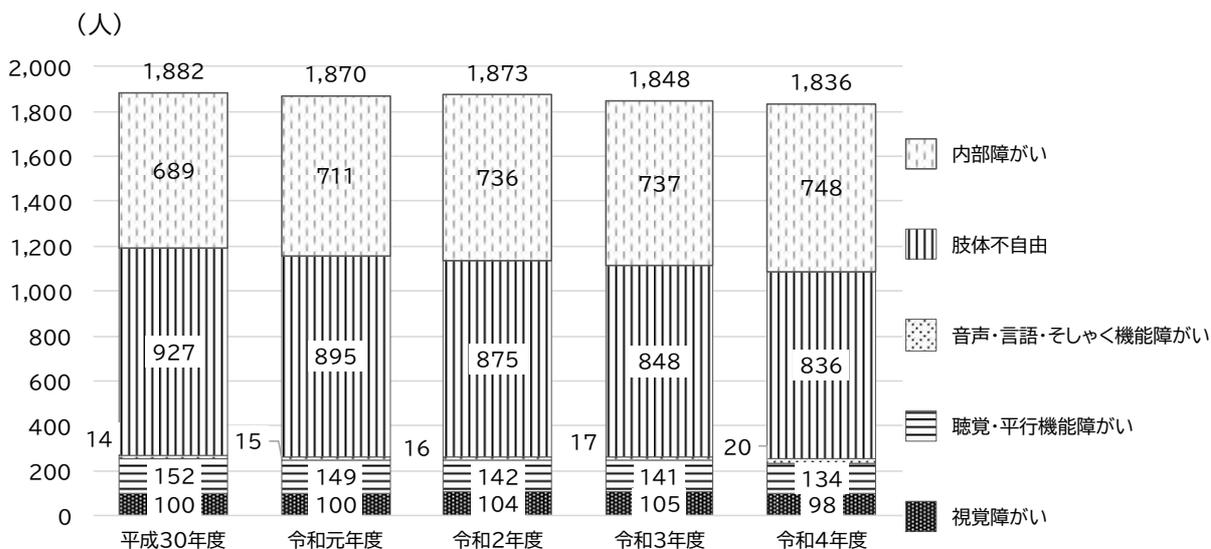
■年齢別人数（令和5年3月末：1,836人）（単位：人、%）

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	36	85	401	1,314
構成比	2.0%	4.6%	21.8%	71.6%

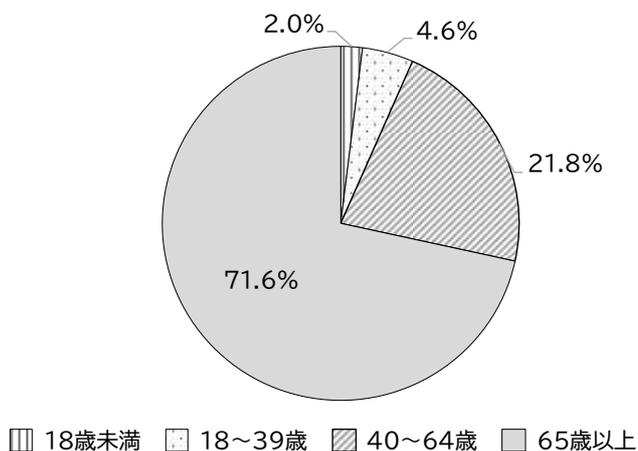
身体障害者手帳所持者数（等級別）



身体障害者手帳所持者数（障害別）



身体障害者手帳所持者数（年齢別）※令和5年3月末



(2) 知的障がい者の状況

令和4年度末の本市の療育手帳所持者は、583人となっており、平成30年度末から15.4%増加しています。

令和4年度末の等級別では、Cが30.2%と最も多く、次いでBが27.3%となっています。㊤・Aの重度者の割合は42.5%となっています。

■療育手帳所持者の推移

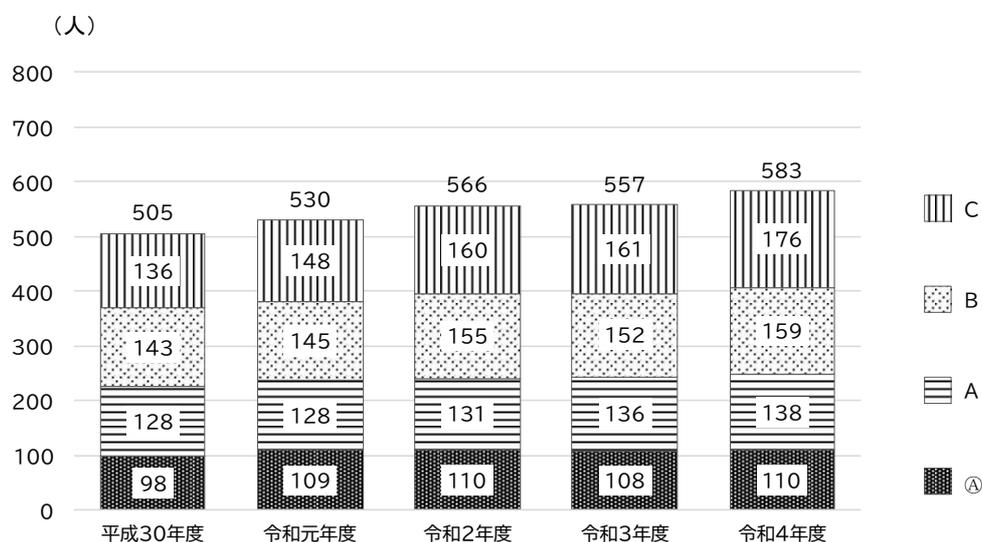
(単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		対平成30年増減数	対平成30年増減率	
					実数	構成比			
総数	505	530	566	557	583	100.0%	78	15.4%	
年齢別	18歳以上	396	406	424	423	442	75.8%	46	11.6%
	18歳未満	109	124	132	134	141	24.2%	32	29.3%
等級別内訳	㊤	98	109	110	108	110	18.9%	12	12.2%
	A	128	128	131	136	138	23.7%	10	7.8%
	B	143	145	155	152	159	27.3%	16	11.2%
	C	136	148	160	161	176	30.2%	40	29.4%

注：各年度3月31日現在

構成比は四捨五入の関係で、単純に加算した数値と一致しないことがあります。

療育手帳所持者数（等級別）



(3) 精神障がい者の状況

令和4年度末の本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、439人となっており、平成30年度末から34.7%増加しています。

令和4年度末の等級別では、2級が58.8%と多くなっています。平成30年度からの増減をみても、いずれも増加傾向となっています。

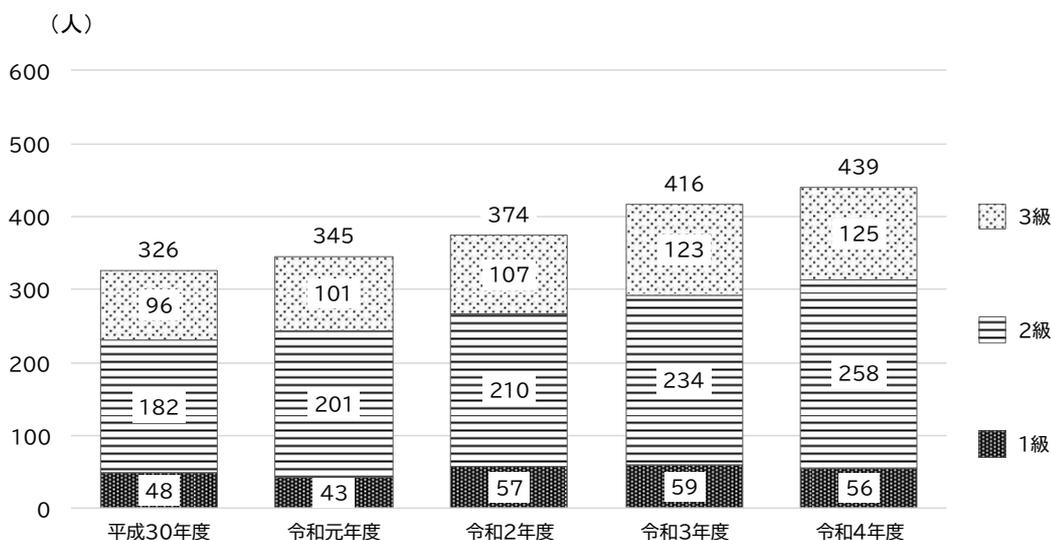
なお、精神障害者保健福祉手帳は、発達障がいの人や高次脳機能障がいの人、手帳交付の対象となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		対平成30年増減数	対平成30年増減率
					実数	構成比		
総数	326	345	374	416	439	100.0%	113	34.7%
等級別内訳	1級	48	43	57	59	56	8	16.7%
	2級	182	201	210	234	258	76	41.8%
	3級	96	101	107	123	125	29	30.2%

注：各年度3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）



(4) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

令和4年度末の本市の自立支援医療（精神通院）受給者は、1,018人となっており、平成30年度末から33.1%増加しています。

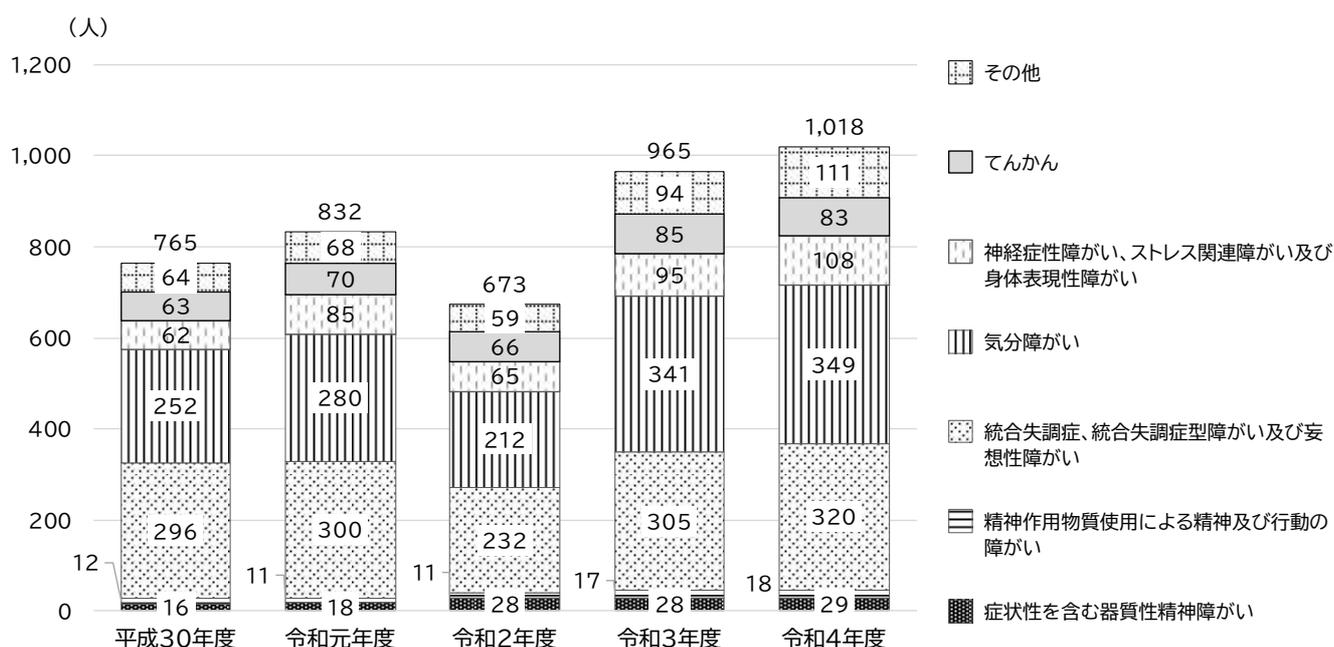
令和4年度末の診断名別では、うつ病や双極性感情障がいを含む「気分障がい」が349人と最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障がい」が320人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者の推移 (単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		対平成30年増減数	対平成30年増減率
					実数	構成比		
総数	765	832	673	965	1,018	100.0%	253	33.1%
症状性を含む器質性精神障がい	16	18	28	28	29	2.8%	13	81.3%
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	12	11	11	17	18	1.8%	6	50.0%
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障がい	296	300	232	305	320	31.4%	24	8.1%
気分障がい	252	280	212	341	349	34.3%	97	38.5%
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障がい	62	85	65	95	108	10.6%	46	74.2%
てんかん	63	70	66	85	83	8.2%	20	31.7%
その他	64	68	59	94	111	10.9%	47	73.4%

注：各年度3月31日現在

自立支援医療（精神通院）受給者数



(5) 難病患者福祉手当受給者の状況

令和4年度末の本市の難病患者福祉手当受給者は、315人となっており、令和元年度末から3.3%増加しています。

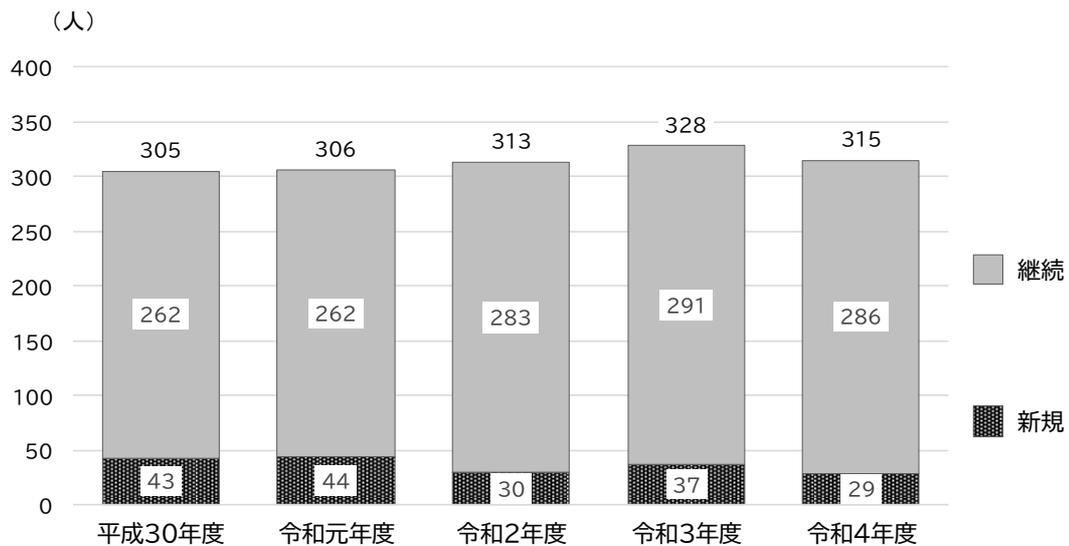
令和4年度末の対象となる疾病では、前年度と比較して新規、継続とも減少しています。

■ 難病患者福祉手当受給者の推移 (単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		対平成30年増減数	対平成30年増減率
					実数	構成比		
総数	305	306	313	328	315	100.0%	10	3.3%
新規	43	44	30	37	29	9.2%	-14	-32.6%
継続	262	262	283	291	286	90.8%	24	9.2%

注：各年度3月31日現在

難病患者福祉手当受給者数



2 教育・育成

(1) 教育・育成の状況

本市では、障がいのある児童の日常的な生活支援を行うために、児童デイサービスセンターを常総市社会福祉協議会を指定管理者とし、児童発達支援事業として個別指導、ポーターグループ指導、発達相談などを行っています。

また、発達障がい児及びその保護者に向けた支援を行うため、乳幼児検診や発達相談などの療育体制の整備を行っています。

(2) 常総市の障がいのある児童・生徒の教育

令和5年5月1日現在、市内の小学校の特別支援学級⁷に在籍する児童数は206人、通級指導教室⁸を受けている児童数は55人で、合計261人となっています。

また、中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は、96人となっています。

■市内の特別支援学級等在籍児童・生徒数 (単位：人)

区分			令和3年度		令和4年度		令和5年度		
			学級数	児童数・生徒数(人)	学級数	児童数・生徒数(人)	学級数	児童数・生徒数(人)	
小学校	特別支援学級	知的障がい	15	76	15	76	15	77	
		言語障がい	8	22	8	20	8	18	
		自閉症 ⁹ 情緒障がい ¹⁰	20	95	21	109	21	111	
		計	43	193	44	205	44	206	
	通級指導教室	言語障がい(他校)	0	1	0	3	0	4	
		自閉症 情緒障がい	1	11	1	11	2	24	
		ADHD/LD	2	31	2	26	2	27	
		計	3	43	3	40	4	55	
	合計			46	236	47	245	48	261
	中学校	特別支援学級	知的障がい	8	37	8	46	9	42
自閉症 情緒障がい			7	46	9	48	10	54	
合計		15	83	17	94	19	96		

注：各年度5月1日現在

⁷ 特別支援学級：小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。

⁸ 通級指導教室：小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行います。

⁹ 自閉症：人とのコミュニケーションが苦手・物事に強いこだわりがある特徴のある発達障がいの1種です。

¹⁰ 情緒障害：情緒の現れ方を、自分の意思ではコントロールできない障がいです。

【教育補助員】

身体障がいや情緒障がいのある幼児、児童生徒に対して、学校生活での支援や補助を行うため、教育補助員を配置しています。

令和5年度は、幼稚園及び小中学校 15 箇所、32 人の教育補助員を配置しています。

■教育補助員 (単位：人)

施設	配置校数	人数
幼稚園	2	4
小学校	12	27
中学校	1	1
合計	15	32

注：令和5年5月1日現在

【特別支援学校】

近隣の特別支援学校¹¹では、3校に合計88人が在籍しています。

■近隣の特別支援学校在籍の児童・生徒数 (単位：人)

施設	小学部	中学部	高等部	合計
結城特別支援学校	14	13	6	33
伊奈特別支援学校	26	10	10	46
下妻特別支援学校	5	1	3	9
合計	45	24	19	88

注：令和5年5月1日現在

近隣の特別支援学校卒業生の進路状況は、令和2年度から令和4年度まで3年間の合計で、就労が17人、施設通所等が20人、在宅が0人の状況です。

■卒業生の進路 (単位：人)

施設	就労	施設通所等	在宅	合計
結城特別支援学校	6	7	0	13
伊奈特別支援学校	11	10	0	21
下妻特別支援学校	0	3	0	3
合計	17	20	0	37

注：令和2～4年度の合計、高等部卒業生を対象

¹¹ 特別支援学校：障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校です。

3 雇用・就労

(1) 雇用・就労支援の現状

就労支援対策は、ハローワーク（常総所管内）や茨城県の雇用施策と連携を図り、広域的対策に努めてきました。

また、地域において就労意欲のある障がいのある人の就労を支援・促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型、B型）等の訓練等給付の事業の推進を図っています。

本市では、常総市心身障害者福祉センターに就労継続支援B型事業所を設置し、常総市社会福祉協議会を指定管理者として、障がいのある人に軽作業を通じ生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上を図っています。

(2) 雇用状況

令和4年度、ハローワーク常総所管内（常総市、坂東市、つくばみらい市、守谷市）の法定雇用率¹²対象企業は144社で、このうち雇用率達成企業数は81社、達成率は56.3%となっています。

なお、法定雇用率は令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%への引き上げが予定されています。

■障がい者雇用状況（常総所管内）（単位：事業所・人・%）

施設	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数	141	149	144
法定雇用率対象労働者数	17,174.0	18,214.0	17,589.0
障がい者数	384.0	340.5	347.5
雇用率	2.24%	1.87%	1.98%
雇用率達成企業数	79	80	81
達成企業数の割合	56.0%	53.7%	56.3%

注：各年度6月1日現在 ハローワーク常総「障害者雇用状況調査」

■障がい者の職業紹介状況（常総所管内）（単位：件・人）

施設	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申し込み件数	279	291	286
就業者数	141	134	146
有効求職者数	212	278	283

注：各年度3月31日現在 ハローワーク常総

¹² 法定雇用率：障害者雇用促進法に基づき、従業員に対する障がい者の割合です。令和5年度時点では従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用することが求められています。

4 アンケート調査

本計画策定にあたり、障がいのある人の実情やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。調査結果は、計画策定の基礎資料として活用を図りました。

- 対象者：市内にお住いの障害者手帳所持者及びその家族、自立支援医療の受給者、難病患者、障がい児等の中から無作為に抽出した方
- 調査実施時期：令和5年7月～8月
- 調査の方法：郵送配布・回収方式

回収状況は以下の通りです。

	A	B	C
	配布数	総回収数	回収率 (B/A)
障がい者アンケート	1,025 通	393 通	38.3%

(1) アンケート集計結果 主なポイント

① 医療的ケアについて

- ・受けている医療的ケアは、「服薬管理（内服薬・外用薬）」が 44.3%で最も多く、次いで「人工透析」が 4.3%となっています。
- ・医療的ケアの実施者は、「医師」が 39.3%で最も多く、次いで「自分自身」が 37.4%となっています。

② コミュニケーションについて

- ・コミュニケーションに対する不安の有無は、「時々ある」が 33.8%で最も多く、次いで「まったくない」が 21.1%となっています。
- ・コミュニケーションの配慮の必要性の有無は、「少しある」が 32.1%で最も多く、次いで「まったくない」が 21.1%となっています。

③ ヤングケアラーについて

- ・ヤングケアラー¹³については、1項目以上に「該当する」に回答した方は、4.6%（18人）となっています。頻度は、「毎日」が 38.9%で最も多く、次いで「週2～4回」が 33.3%となっています。

¹³ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

- ・「障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている」が7人となっており、障がい児の方の兄弟姉妹が多くなっています。1日あたりのケア時間は、「1時間未満」「1～2時間未満」が各々33.3%となっています。

④ 生活するための必要な支援

- ・「経済的な負担の軽減」が49.6%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が26.5%となっています。

⑤ 趣味、スポーツ

- ・趣味・生きがいは、「音楽の鑑賞、演奏・歌唱」が26.7%で最も多く、次いで「特になし」が26.5%となっています
- ・スポーツ・運動は、「している」が34.9%で最も多く、次いで「今はしていないが、過去にしていたことがある」が27.7%、「したことがない」が26.5%の順となっており、現在スポーツ・運動していない人があわせて54.2%と半数以上となっています。

⑥ 就労について

- ・勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」が33.3%で最も多く、次いで「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が31.9%となっています。
- ・障がい者の就労支援で必要なことは、「職場の障がい者理解」が41.5%で最も多く、次いで「上司や同僚に障がいの理解があること」が38.9%となっています。

⑦ 常総市の相談体制

- ・常総市の相談体制は、「ある程度できている」が35.1%で最も多く、次いで「あまりできていない」が17.6%となっています。
- ・障害種別では、視覚障がい、難病で「あまりできていない」が最も多くなっています。知的障がいでは「(本人でないので)わからない」が最も多くなっています。

⑧ コロナ禍の影響

- ・身体、精神状況の変化は、「外出の頻度が減った」が49.1%、「人との付き合い」が「減った」が44.8%、「精神的な変化」が「悪くなった」が22.6%となっています。
- ・生活の変化は、「駅や商業施設など、人の集まる所になくなった」が44.3%で最も多く、次いで「外食をしなくなった」が39.4%となっています。

⑨ 権利擁護について

- 差別等を受けた経験の有無は、「ない」が 52.7%で最も多く、次いで「少しある」が 21.4%となっています。年齢別では、18～39 歳で「ある」が3割を超えており、他の年齢と比べて多くなっています。
- 差別等を受けた場所は、「学校・仕事場」が 41.3%で最も多く、次いで「外出中」が 30.0%となっています。

⑩ 各種法令の認知状況

- 障害者差別解消法の認知状況は、「知らない」65.9%で最も多く、次いで「名前だけ聞いたことがある」が 19.6%となっています。
- 合理的配慮¹⁴の認知状況は、「知らない」が 66.7%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が 20.1%となっています。

⑪ 障がい者への理解

- 障がい者への理解は、「あまり感じない」が 39.7%で最も多く、次いで「少し感じる」が 21.4%、「まったく感じない」が 19.3%となっています。

⑫ 災害時の避難等について

- 個別避難計画¹⁵の作成希望有無は、「わからない」が 33.6%で最も多く、次いで「対象者ではない」が 18.3%となっています。
- 災害時に 1 人で避難できるかどうかは、「できる」が 38.2%で最も多く、次いで「できない」が 35.6%となっています。なお、避難できないへの回答が多いのは、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「高次脳機能障がい」「知的障がい」で5割を超えています。
- 一般避難所での避難生活状況は、「できない」が 28.0%で最も多く、次いで「短期間ならできる」が 24.4%となっています。なお、一般避難所での避難生活状況は、「できない」が 28.0%で最も多く、次いで「短期間ならできる」が 24.4%となっています。障がい別でみると、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「高次脳機能障がい」で5割を超えています。

¹⁴ 合理的配慮:障がいのある人が、役所や事業者に対して、社会の中で何がしかの対応をしてほしいと意思を伝えた場合、負担が重すぎない範囲で対応することです。

¹⁵ 個別避難計画:障がいのある人などの要配慮者が円滑に避難できるよう、その人の状況に対応した避難計画です。なお、本市では要配慮者が直接福祉避難所に避難できる取り組みを行っています。

5 障がい福祉サービス等事業所、相談支援事業所及び関係団体等へのヒアリングの実施

市内の事業所、相談支援事業所、障がい者関連団体等を対象に書面ヒアリング調査を実施しました。

以下は主な意見を整理しています。

(1) 事業者

① 障がい福祉サービスを提供していく上での課題、問題点

- ・グループホームとして、土日等就労がない時や半日出勤で帰ってくる時に、1人で過ごせない方などに支援をしても報酬がない。
- ・職員募集をかけても、なかなか集まらない。人材が不足している。
- ・コロナなどの感染症に対する警戒心が強く出てしまい、職員が感染した時などに支援が難しくなっている。
- ・保護者との意思疎通が難しい（特に外国籍の方）。
- ・給料が安く、処遇や福利厚生等が不十分であるため、継続雇用が難しく、利用者へのサービス（質・量）を安定して提供することが困難な時がある。

② 職員の確保、人材不足等について、課題や困っていること

- ・研修の機会が少ない。
- ・基本的には十分な人材を確保する事ができているが、職員が感染症に感染すると提供したいサービスの質を維持する事が難しい。
- ・人材が足りないことによって、送迎の困難や目が行き届かない場合がある。
- ・非常勤職員募集をかけても思うように集まらず、かといって、時給などの人件費を上げることも簡単な事ではないので、職員確保に不安がある。

③ 市内で不足していると感じられる障がい福祉サービス

- ・就労継続支援 A 型事業所
- ・地域活動支援センターが少ないことから、情報交換の機会が少ないので、他の事業所との交流を持つ機会があると良い。
- ・グループホームが少ないと感じる。少しずつ増えているが、事業所を利用している利用者の需要を考えると、少ない気がする。
- ・児童発達支援事業所や送迎代行サービス（通所等）
- ・相談支援事業所が少なく感じられる。
- ・就労支援と訪問介護、計画相談支援事業所が足りない。

④ 障がい者の権利擁護、差別、虐待、成年後見制度、財産管理等に関すること

- ・障がい者だけでなく、高齢者も含めて、市役所内の権利擁護センター的機能が、児童相談所、警察、学校、関係機関等と、引き続ききめ細かく連携していくことが重要。
- ・利用者自身やご家族の方の高齢化が進んでおり、成年後見人制度や財産管理等についての知識が必要になってくると思われる。
- ・成年後見制度¹⁶を行っている団体も高齢化が進んでいるため、将来的に不安がある。

⑤ 障がい者の就労について

- ・障がい者自身が、就労したくなるような教育をして欲しい。
- ・駅から離れている場所に住んでいる方の利用が難しい（B型事業所以外は）
- ・18歳までの学校教育や、職場体験を重ねることで、将来の道筋を作っておくことが大切だと思う。
- ・一般企業では、精神・知的障がい者に関するノウハウが、ほとんど保有されていないと思う。

⑥ 障がい者（児）の医療について

- ・精神障がいの方については、病院内の相談支援専門員の方が担当していただいたほうが連携を取りやすい。
- ・市で実施している健康診断の特定の日を、障がいのある方が利用できるようにしていただけると、少し利用しやすくなる気がする。
- ・常総市内に小児の発達外来がないので、市外を紹介している。

⑦ 障がい者自身の高齢化や、介助する人の高齢化などで、気になること

- ・高齢化や障がいの重度化等により、自立的な日常生活を営むことが困難となった場合、それぞれの希望により安心して生活支援が受けられるシステムがあればよいと思う。
- ・市の方から、情報を提供したり講演会などを開催したりという機会を設けていただくことが、地道に必要なことだと思う。（『障害サービス受給者証をご利用の皆様へ』ということで特定して情報を発信されると、少しは目に留まる方が増える気がする。）
- ・自宅から、介護者（高齢者）の運転で施設へ来られる姿を見ると、これから負担が大きくなっていくだろうと思い、心配になる。

¹⁶ 成年後見制度：障がいなどによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。任意後見人を選ぶ任意後見と、成年後見人が本人に変わり契約等の手続を行う法定後見の2つの進め方があります。

⑧ 災害対策等について

- ・携帯電話を持っていないなど、連絡が取りにくい方の安否確認ができる場所があると良い。また投薬、治療を受けられ、精神を落ち着かせる空間が確保できるようにしてほしい。
- ・障がい児の避難所があると安心。(走り回ったり、こだわりがあったり、トイレが出来なかったり、大声をだしてしまう)
- ・災害対策本部への連絡先、方法を事前に周知してほしい。
- ・ホテルやタクシー等の利用の補助、ボートの購入補助。
- ・炊き出し講習などがあると良い。
- ・台風などでサービスを早い時間に終了し帰宅していただくような場合に、自宅に家族がいない方については心配になる。

⑨ 地域生活支援拠点（相談、緊急時の受け入れ対応、人材養成、地域の体制づくり等）に参加したい

- ・協力できることはしたいと考えている。

⑩ 障がい者計画、障がい福祉計画へのご意見

- ・グループホームを開設できるような空き家を一緒に探してほしい。
- ・児童発達支援事業所の選択肢が増えてくると良いと思っている。
- ・利用者中心のケアを行えること、支える職員が健康的に働くことができるような計画を希望する。

⑪ 市の障がい者施策について

- ・様々な立場の市民の皆さんの協力のもと、引き続き先進的な障がい者施策の展開をお願いしたい。
- ・種々の物価高騰により、施設運営にも負担が大きくなっている。
- ・利用者にかかる時間、費用、人などに、手厚い福祉となるように願う。

(2) 相談支援事業所

① 相談支援を提供していく上での課題、問題点

- ・6ヶ月に1回のモニタリングでは、状況把握が困難に感じるケースがある。
- ・事業所変更時の仲介（訪問相談や見学同行等）、オンラインで本人や事業所と長時間の面談を実施した場合、報酬化されていない事柄が多く、半ばボランティア対応となっている。
- ・ブラジル人学校での様子を聞く際に、通訳が必要になるが、確保が難しい。
- ・家族等の移動支援がない方の事業所見学の相談員による送迎について（事業所では基本的に同乗させないことになっている）。

② 職員の確保、人材不足等について、課題や困っていること等

- ・相談支援の依頼件数に対して、職員の数が足りない。相談依頼が尽きない状況にある。
- ・福祉サービス受給者は増える一方で、相談支援専門員が増えず、現状の相談支援専門員の負担が大きくなる。相談の質の低下につながる
- ・モニタリング¹⁷や計画作成時のみしか、関われない。現在の報酬では、一人を雇うのに、多くの担当を抱えないと、給料が支払えない。
- ・相談支援従事者研修（初任・現任）研修を受講終了している方で、相談支援業務に就いている相談員が少ない。

③ 障がいだけでなく、他にも問題を抱える障がい者の方の相談を行う際に、困ることや意見等

- ・支援者への依存度の高い方、制度の理解が困難な方だと、出来ること/出来ないことを理解して納得してくれないことがあり、対応に苦慮する。
- ・外国籍の方へ説明するときの言葉の壁が高く、十分な説明ができていない。
- ・基幹相談支援センターができたことで、直接サービスにつながらない（報酬が取れない）ケースについて対応していただいているので、相談支援としても負担が減っている。

④ 市内で不足していると感じられる障がい福祉サービス

- ・居宅介護支援事業所（家事援助）
- ・自立訓練（生活・機能）
- ・就労継続支援 A 型

¹⁷ モニタリング:サービス等利用計画や個別支援計画の内容での支援が行われた結果、障がい者に対してどのような効果をもたらしたかを確認するものです。

- 短期入所サービス
- グループホーム（増加傾向にはある）
- 相談支援事業所
- 移動支援や同行援護、行動援護などのサービスは実質動いている事業所が少ない。
- 相談支援事業所も新規の受け入れについては、市外の事業所に頼るしかない部分も多い。

⑤ 障がい者の権利擁護、差別、虐待、成年後見制度、財産管理等に関すること

- 必要な時に、後見センター、社協、市役所等と相談をして、対応をしている。
- 虐待については、事業所の対応等について、首を傾げる事案があるが、通報対象になるのかどうか、判断に困ることがある。
- 障がい者や事業所だけでなく、一般市民にも制度の周知、啓発がまだ十分ではない。
- 担当する利用者に対応を要するケースが上がってきた場合、相談支援専門員だけでなくほかの機関にも協力してもらいながら対応していく必要がある。

⑥ 障がい者の就労について

- 就労継続支援 B 型が増加傾向にあるが、送迎サービスの問題、賃金が安いなどの問題は改善が必要と考えている。
- 市内で小規模な合同面接会を企画するなど、工夫によっては、就労する人を増やすことが可能なのではないか。
- 一般就労の障がい者枠で入社しても、現場では障がい者にとって働きにくい会社もある。
- 社内での障がい者への対応だけでは難しい場面もあり、ハローワークから障害者就業・生活支援センターにつながる等の仕組みがあるとよい。
- 就労の現場に入って、会社と本人の調整をしてくれるサービス事業所が少ない。

⑦ 障がい者(児)の医療について

- 学校では吸引のチューブを入れられる長さが短く、母が呼び出されその後、放課後デイにあずかってもらう（放課後デイサービスでは、奥まで吸引ができる）ケースをよく聞く。子どもたちの教育の保証の観点からも、学校でも対応できるようにならないか。
- バスへの看護師配置や地域の学校への看護師の配置が増え、教育を受ける権利がスムーズに実現できるようになってほしい。

⑧ 障がい者自身の高齢化や、介助する人の高齢化など

- 老老介護に加えて、精神障がいを抱えていると、適切な介護サービスにつなげること

が困難になることがある。地域包括支援センターや社会福祉課、医療機関等が連携して対応しなければならない。

- 認知症を併発するケースでは、介護サービスへの移行に本人の同意の問題などもある。時間を要することがある。
- 家族で一緒に入所できるような施設も今後必要になってくるのではないか。

⑨ 災害対策等について

- 防災ラジオや防災無線が、障がいの当事者に浸透するのかが懸念される。
- 避難先での物的環境や人的な支援が確保できるのかが課題と思われる。
- 地域にいる避難に支援が必要な人を意識した避難訓練をする機会がほしい。

⑩ 地域生活支援拠点（相談、緊急時の受け入れ対応、人材養成、地域の体制づくり等）に参加したいかどうか

- 相談支援事業所として、必要な支援体制を構築する上で協力することは可能。役割や報酬が明確化されるのであれば、参加を考えたい。
- 地域生活拠点を実施するのであれば、一つの機関では実施が難しい。例えばいくつかの事業所と契約を締結し対応にあたるなどしないと困難。

⑪ 障がい者計画、障がい福祉計画の改定への意見

- 当事者や家族の意見を、もっと取り入れて盛り込むべきと考える。
- 数値目標があっても、具体的な実現の手段が乏しい。
- 自立支援協議会¹⁸と各障害サービス事業所連絡協議会、相談支援事業所連絡協議会の位置付けをはっきりし、部会的な役割を作り、自立支援協議会への問題や検討課題を挙げる体制づくりをお願いしたい。

⑫ 常総市の障がい者施策などについて

- 身寄りのない障がい者が、アパートを借りることが出来ないケースがある。当事者が希望する居住形態で生活出来ることが望ましいと考える。

¹⁸ 自立支援協議会：地域の障がい者施策に関する関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題解決する方策を検討する組織です。

(3) 団体・NPO

① 団体・NPOが活動を行っていく上での問題点等

- ・現在は感染が心配で活動を休止している。活動を希望する障がい者もあり、今後感染予防対策を考えつつ、再活動をしたいと思っている。
- ・実際に後見活動を行う人や事務業務を行う人など、人材の確保が課題となる。
- ・資金調達の問題。助成金にしても補助金にしても人件費を認めていただけない事が多く、人材育成やスタッフを増やす事などが難しい。

② 市内で不足していると感じられる障害福祉サービス

- ・障がい者の関係者が必要と思う支援（例えば障がい者に合った食事内容の作り方など）でも、障がい者自身がサービスを希望しないことがあるので、障がい者自身にもその大切さがわかり、サービスを受けたいと思うような取り組みをしてほしい。
- ・24時間対応訪問介護
- ・吸引対応訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・移動支援サービスが市内にはないが、今後必要になってくると思われる。

③ 障がい者の権利擁護、差別、虐待、成年後見制度、財産管理等に関すること

- ・家庭内での虐待。特に暴力ではなく世話をしないで放任したり、障がい者の年金を親が勝手に遊びに使ってしまったりなどの場合は、虐待として認識されない気がする。
- ・常総市に限ったことではないが、市民レベルでの権利意識や差別、虐待への認識が薄いと思う。様々な場面で、また研修などを通して、権利擁護について学ぶ機会がもてることを希望する。
- ・障がい者に関わるすべての方（親も介護者も）が権利擁護等について知っておくことが、障がい者への大きな支援に結びついていくと思う。

④ 障がい者の就労について

- ・障がい者が気持ちよく、やりがいをもって仕事をするために、事業所や関係者が協力していくことが必要である。障がい者本人が、体調や気になる人間関係などを自分から伝えられるような環境づくりが整えられると良い。
- ・障がい者の自宅近くに働く場所が少ない。また、離れた勤務地に通勤する場合に移動手段がなかったり、介助者がいなくて家族が付き添わなければならないこともある。それぞれの障がいにあった移動手段と、働く場所が整備されれば良いと思う。
- ・職場にジョブコーチなどが常置していると、障がい者が相談しやすく、仕事も長く続けられるのではないかと思う。

⑤ 障がい者(児)の医療について

- 障がい児、特に小さな子どもの親は、ほかの子どもと違うことを、なかなか人に言えず、とても不安な毎日を送っていると思う。
- 知的障がい者が自分の病気や健康状態について把握する場合、医師の説明だけでは、なかなか理解できないことが多い。ホームヘルパーなど支援者が同行し、理解を助けるような手助けが受けられたら良いと思う。
- 重度の障がい者を抱える家族は、疲れていても休むことが難しくなっている。医療依存度が高い人が、いつでも気軽に利用できるショートステイ等があれば良いと思う。

⑥ 障がい者自身の高齢化や、介助する人の高齢化など

- 施設利用に消極的な家族であっても、早い時期に少しでも話を聞ける機会があったり、相談しやすい場所があることで、いざというときに慌てることがないを考える。
- お互いを支援し合えるような、市民を含めたネットワーク体制の整備を推進させるような施策についても、充実していく必要があるのではないかと思われる。
- 8050・9060問題¹⁹が、地域でやっと理解してもらえるようになった。

⑦ 災害対策等について

- 福祉などが間に入り、当事者が支援を受け入れる気持ちになることで、やる気のあるご近所（地域の人）が動くことが可能になり、ご近所同士の支援の輪が広がるのではないかと思う。
- 二つの川に挟まれている地域なので、いまより入念な対策を希望する。
- 災害は、障がいのある人にとっては健常者よりもさらに困難な課題を突きつけられる。

⑧ 障がい者計画、障がい福祉計画の改定

- 障がいをもっている方や、その家族などの言葉に深く耳を傾けて計画を作ってほしい。
- 障がい福祉計画は、市の障がい者施策の根幹をなすものだと考えている。声の小さい人たち、声をあげられない人たちの思いをすくいあげることが、本当の意味で障がい者のセーフティーネットになるかと思う。

⑨ 常総市の障がい者施策などについて

- 一人一人を大事にした障がい者プランが出来上がることに期待している。
- 市内にどれくらいヤングケアラーがいて、どのような支援をしているのか気になる。

¹⁹ 8050・9060問題:80歳代の親が、50歳代の子どもの生活を「支えている」問題で、ひきこもり等の問題も含んでいます。9060は、90歳代の親が、60歳代の子どもを支える問題です。

6 アンケートやヒアリング、社会動向を踏まえた主な課題について

(1) コミュニケーションについて

- ・コミュニケーションの手法について、より改善を行うことが求められています。

【アンケート結果から】

- ・コミュニケーションに関する不安が「かなりある」「時々ある」をあわせると、約 52%となっており、コミュニケーションに不安を感じる方の割合が多くなっています。

【社会の動向】

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年に成立し、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定めました。
- ・国の障害者基本計画（令和5年改定）の中でも、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実がうたわれています。

【ヒアリング結果から】

- ・外国の障がい者の方や、外国の保護者の方との意思疎通、支援の際に、通訳等が必要となるが、確保が難しい。

(2) ヤングケアラーについて

- ・特に障がいのある方の兄弟姉妹が、やりたいことが出来なかったり、自分の時間がとれないというような環境をつくらないようにすることが求められています。

【アンケート結果から】

- ・アンケート対象者の中に、ヤングケアラーの可能性のある子どものいる方は、全体の 4.6%、また、そのうちの約4割の方が毎日支援を行っています。あわせて、1 時間以上支援を行う子どもの割合も約4割となっています。

【社会の動向】

- ・国の障害者基本計画（令和5年改定）の中でも、「ヤングケアラーを含む家族支援、サービス」が位置付けられています。

【ヒアリング結果から】

- ・市内にどれくらいヤングケアラーがいるのか。

(3) 医療的ケアの適切な供給について

- ・希望する暮らしを実現するためには、在宅で医療的ケアが適切に受けられるようにすることが求められています。

【アンケート結果から】

- ・医療的ケアの実施者は、「自分自身」も約37%と多くなっています。一方、希望する暮らしを実現するためには、「在宅で医療的ケアが十分受けられること」と回答した方が、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、高次脳機能障がいの方では4割を超えています。

【ヒアリング結果から】

- ・学校では吸引のチューブをいれられる長さが短い。学校でもっと対応できるようにしてほしい。(放課後等サービスでは、奥まで吸引できる)

(4) 生きがい・スポーツ・運動の機会の確保について

- ・障がいのある方が、自ら希望する趣味や生きがい活動、あるいはスポーツに参加できるような仕組みをより充実していくことが必要です。

【アンケート結果から】

- ・趣味・生きがいについて「特になし」が約27%、スポーツ、運動を「したことがない」「過去にしていたが、今はしていない」があわせて約54%と多くなっています。

【社会の動向】

- ・国の障害者基本計画（令和5年改定）の中でも、障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備がうたわれています。

(5) 障がい者の就労について

- ・障がい者の就労については、職場や上司等の障がいの理解などを進めていくことが求められています。

【アンケート結果から】

- ・障がい者の就労支援として必要なこととしては「職場の障がい者理解」「上司や同僚の理解」などが多くなっています。

【市の動向】

- ・茨城県障害者雇用優良企業の認定を受けた企業は、現時点では46事業所ですが、市内では3事業所が認定をうけており、認定を受けている事業所が多くなっています。

【ヒアリング結果から】

- ・就労する障がい者の送迎に力を入れてほしい。
- ・一般就労で入社しても、働きにくいケースがある。

(6) 相談体制について

- ・障がいの種別にかかわらず、安心して相談ができる体制の構築が必要です。

【アンケート結果から】

- ・相談体制については、全体的には「できている」「ある程度できている」が多くなっていますが、視覚障がい、難病の方は「あまりできていない」が多いなど、障がいの種別によって状況が異なっています。

【ヒアリング結果から】

- ・6ヶ月に1回のモニタリングでは、状況把握に困難を感じる。
- ・事業所変更時の仲介（訪問相談や見学同行等）、オンラインで本人や事業所と長時間の面談を実施した場合、報酬化されていない事柄が多く、半ばボランティア対応となっている。
- ・ブラジル人学校での様子を聞く際に、通訳が必要になるが、確保が難しい。

(7) コロナ禍の影響について

- ・コロナ禍により、外出や地域での活動の自粛により、地域とのつながりがやや弱くなっています。

【アンケート結果から】

- ・コロナ禍による生活の変化として、約半数の方が「外出」「人との付き合い」が減ったと回答しています。また、コロナ禍による障がい者自身の変化として、「人の集まる場所にいけなくなった」「外食をしなくなった」「旅行をしなくなった」「地域等の活動に参加しなくなった」が多くなっています。

【ヒアリング結果から】

- ・今後感染予防対策を考えつつ、活動を再開したい。

(8) 権利擁護、差別について

- ・障がいの理解や、周知等を引き続き進めていくことが必要です。特に、学校や仕事場で障がいの理解をより進めていくことが必要です。
- ・あわせて、地域の方向けに障がい者の理解を進めていくことが必要です。
- ・また、障がいのある方にも、障がい者の権利を守るための法令や、制度の周知が引き続き必要です。

【アンケート結果から】

- ・比較的若い方では、差別やいやな思いをする方が多く、その場所としては、毎日顔をあわせる学校や仕事場等で多いのが特徴となっています。
- ・合理的配慮については、障がい者の約67%の方が「知らない」と回答しています。また、いわゆる障害者差別解消法等や、障害者虐待防止法についても6割以上の障がい者が「知らない」と回答しています。
- ・障がいに関する地域の方への理解についても、「あまり感じない」「まったく感じない」が約59%と高くなっています。

【ヒアリング結果から】

- ・利用者自身やご家族の方の高齢化が進んでおり、成年後見人制度や財産管理等についての知識が必要になってくると思います。
- ・障がい者や事業所だけでなく、一般市民にも制度の周知、啓発がまだまだ十分ではない。

(9) 災害対策について

- ・個別避難計画のさらなる周知を進めていく必要があります。
- ・避難や避難所生活が困難と考える障がい者の方への対応を進めることが必要です。

【アンケート結果から】

- ・個別避難計画については、約17%の方が策定を希望しています。
- ・災害時に一人で避難できない方は、全体の約36%ですが、障がい別でみると「高次脳機能障がい」「音声・言語・そしゃく機能障がい」「発達障がい」「知的障がい」の方が多くなっています。
- ・避難後、避難所で共同生活ができるかどうかは、「できない」が約28%ですが、障がい別でみると、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「高次脳機能障がい」で5割を超えています。

【ヒアリング結果から】

- ・二つの川に挟まれているので、いまより細かい対策を。
- ・避難先での物的環境や人的な支援が確保できるのが課題と思われる。
- ・地域にいる避難に支援が必要な人を意識した避難訓練をする機会がほしい。

第3章 計画の理念・基本目標

1 計画の理念

平成26年に日本も批准した国連の「障害者の権利条約」では、障がい者の人権と自由を尊重し、かつ障がい者の尊厳が守られることが示されています。

そのためには、住みなれた地域でいつまでも住み続けることができるよう、地域共生社会の実現が必要です。

共生社会の実現のためには、行政だけでなく市民、福祉事業者、企業、各種団体などが、主体的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、本計画では、誰もが相互に人格と個性を尊重しつつ、障がい者がその人らしく生きることのできる社会である「共生社会の実現」を目指し、前計画の基本理念「ともに生きる ふれあいのまち」を継承します。

「ともに生きる ふれあいのまち」

2 計画の取り組み方針

方針1 とともに支え合う、共生のまちづくりを推進します

障がいのある人もない人も、ともに活動や交流が出来るような「地域共生社会」の実現を図るため、障がいのある人や障がい特性などを、市民の方が学ぶ機会の充実や、情報等の提供、及び交流の場を増やしていくことが必要です。

また、各種広報媒体の活用や様々な行事・イベントを通して、障がいに関する情報提供や啓発等を行います。

方針2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します

障がい者が働きながら、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉的就労を含めた障がい者の雇用を進めるとともに、よりよい生活を送ることができるよう、正規雇用での障がい者雇用の拡大に引き続き努めます。

また、障がい者の社会参加や、スポーツ、芸術活動等についても必要な支援を行います。さらに、学校教育や保育の場において、障がいの理解のための教育を進めます。

方針3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害福祉サービスが適切に提供されることが重要です。近年、障害福祉サービスの担い手の確保が困難な場合が多いため、国等の施策と連携を図りつつ、担い手の確保に努めます。

また、施設面でのバリアフリーを進めていくとともに、「心のバリアフリー」についても進めるなど、福祉のまちづくりを推進します。

災害対策では、障がい者の個別避難計画の策定を進めることで、すべての障がい者が安全に避難し、安心して生活を送れるような体制づくりを進めます。

3 計画の基本目標

基本目標は、現計画と同様、8本の柱としますが、項目については一部変更等を行います。

◆基本目標1 思いやりと助け合いの心づくりの推進

- ① 障がい理解の推進
- ② ボランティア活動等の促進

◆基本目標2 保健・医療の充実

- ① 健康づくりの推進
- ② 心の病の予防・支援対策の推進
- ③ 医療的ケアの充実

◆基本目標3 地域生活支援の充実

- ① 障がい福祉サービス等の円滑な推進
- ② 障がい福祉サービスの基盤整備
- ③ 地域生活支援事業の充実
- ④ 在宅サービスの基盤整備
- ⑤ 生活の安定・経済的自立の支援
- ⑥ 人材の確保
- ⑦ 支援者等への支援

◆基本目標4 教育・育成の充実

- ① 障がい児の育成支援
- ② 特別支援教育の推進

◆基本目標5 就労機会の拡大

- ① 雇用・就労の場の拡大
- ② 福祉的就労の場の確保
- ③ 職業リハビリテーションの充実

◆基本目標6 文化芸術・スポーツ、レクリエーション活動等の充実

- ① 文化・スポーツ活動等の振興
- ② 選挙における投票環境の整備
- ③ 地域コミュニティ活動

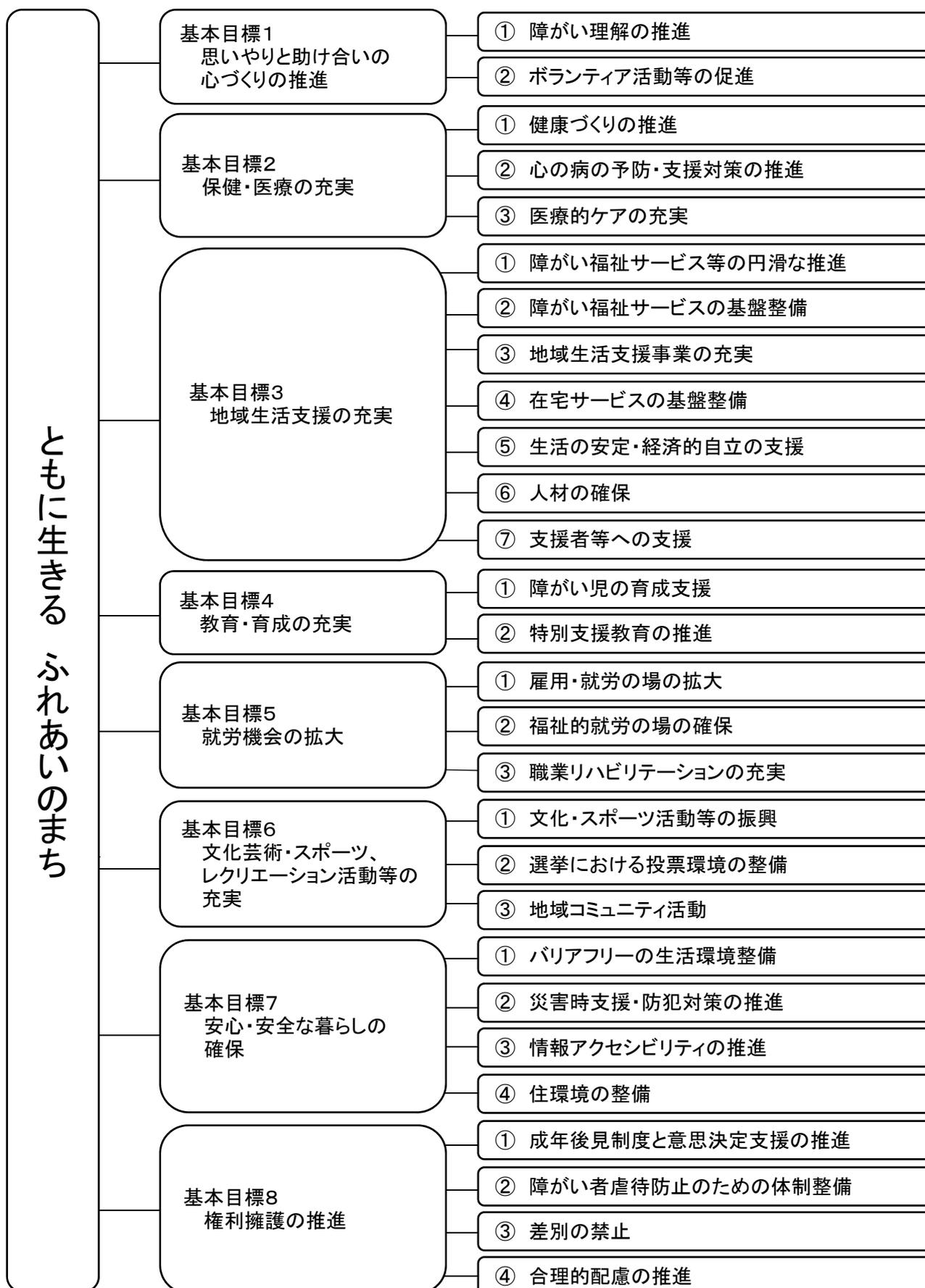
◆基本目標7 安心・安全な暮らしの確保

- ① バリアフリーの生活環境整備
- ② 災害時支援・防犯対策の推進
- ③ 情報アクセシビリティの推進
- ④ 住環境の整備

◆基本目標8 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度と意思決定支援の充実
- ② 障がい者虐待防止のための体制整備
- ③ 差別の禁止
- ④ 合理的配慮の推進

4 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 思いやりと助け合いの心づくりの推進

ノーマライゼーション²⁰や地域社会における共生の考え方は、少しずつ浸透していますが、偏見や差別という「心のバリアフリー」の問題は、引き続き大きな課題となっています。

障がいのある人が地域社会で共生できる社会を実現するためには、全ての人が多様な障がいや、障がいのある人に対する理解を深めていくことが必要です。

また、障がいのある人に対する理解を促進するため、障がいのある人とない人との交流の機会を充実させるほか、より多くの人に障がいや障がいのある人のことを知ってもらうための教育を推進することが必要です。

さらに、地域の関係団体やボランティア・NPO、事業者、行政等が連携して、障がいや障がいのある人の周知を図ることが必要です。

【具体的な施策】

基本目標1 思いやりと助け合いの 心づくりの推進	施策の方向1	障がい理解の推進
	施策の方向2	ボランティア活動等の促進

(参考) 本基本目標の背景

アンケートから	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者への理解は、「あまり感じない」が39.7% 差別等を受けた経験の有無は、「少しある」が21.4% 差別等を受けた場所は、「学校・仕事場」が41.3%
ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> 利用者自身やご家族の方の高齢化が進んでおり、成年後見人制度や財産管理等についての知識が必要 市役所内の権利擁護センター的機能が、児童相談所、警察、学校、関係機関等と引き続ききめ細かく連携していくことが重要

²⁰ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すことです。

施策の方向1 障がい理解の推進

障がいのある人への理解を推進するため、広報や啓発活動を行います。また、ノーマライゼーションの考え方の普及や、地域社会における共生の考え方の普及を図ります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
101	障がい者理解についての啓発・広報の推進 市広報・ホームページ等により日常的に障がい者理解のための啓発・広報を推進する。また、行事・講座などの案内や障がいのある人の生活環境の向上のために活動している市民団体の様子などについて情報収集・広報を図るとともに、障がい者週間 ²¹ においては、障がい者理解のための行事を実施するよう図る。 行政が実施する行事は、障がいに配慮した対応を率先して行う。	継続	社会福祉課 秘書課
102	居住地校交流 特別支援学校へ通学している児童・生徒が居住地の小中学校へ通学して、地域の児童・生徒と活動し、個々の持てる可能性を引き出す。	継続	指導課
103	ヘルプマーク、ヘルプカードの普及 義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、または、発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の普及を図ります。	継続	社会福祉課

施策の方向2 ボランティア活動等の促進

地域の関係団体やボランティア・NPO 団体のほか、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとともに、障がいのある人の理解を深めるために、各種団体との意見交換などを進めることで、より一層の協力体制を構築します。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
104	社会福祉協議会との連携 地域福祉の充実に向けて各種事業を社会福祉協議会と連携し推進する。	継続	社会福祉課
105	ボランティア活動の振興 「ボランティア・市民活動センター」の活動を踏まえて、多様なボランティア活動の振興を図る。	継続	社会福祉課

²¹ 障がい者週間：障がい者週間の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間で、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な取組を行います。

基本目標2 保健・医療の充実

障がいのある人が、新たな疾病予防のため、日頃の健康づくりを行うことは非常に重要です。

壮年期以降に、生活習慣病などが原因となり、新たな障がいが生じることも多いため、障がいのある人はもちろんのこと、障がいのない人の疾病予防対策も重要となっています。

また、今後は高齢化がさらに進むことで、障がいのある人が高齢になったり、身体状況等が重度化する可能性があるため、保健・医療サービスをさらに充実していくことが必要です。

そのため、健康診査や各種検診、保健指導等をより充実することで、疾病の予防に努めます。

さらに、障がいのある人が安心して医療サービスを受けることができるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、福祉医療制度や自立支援医療など、医療費負担軽減に関する制度の周知を図ることで、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

【具体的な施策】

基本目標2 保健・医療の充実	施策の方向1	健康づくりの推進
	施策の方向2	心の病の予防・支援対策の推進
	施策の方向3	医療的ケアの充実

（参考） 本基本目標の背景

統計から	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がいのある人の中で、65歳以上の高齢者の割合は約72% ・内部障がいの方の増加は、過去5年間で約8%
ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を併発するケースでは、介護サービスへの移行に本人の同意の問題などもあって、時間を要することがある。

施策の方向1 健康づくりの推進

障がいの早期発見や予防のため、健康診査、保健指導、相談等の母子保健事業や学校保健施策などを実施します。

特に乳幼児期・児童期における発達障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、より適切な支援を受けることができる体制の整備を図ります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
201	健康診査事業（母子保健） 保護者の育児の悩みや不安に対する相談、児の疾病・障がいの早期発見・早期療育に向けて、新生児聴覚検査（委託）、乳児健診、12か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、3歳6か月児歯科健診を実施する。内容は診察（内科・歯科。3歳6か月児歯科健診は歯科診察のみ）、身体測定、子育て相談（3歳児は視力・尿検査等も実施）。また、発達障がいの早期発見・早期支援のための取り組み強化策として、就学に備えての5歳児健康相談を実施する。このほか、離乳食教室、2歳児教室、のびのび子育て相談、電話相談なども実施する。	拡大	保健推進課
202	家庭訪問 乳幼児の自宅に訪問し、育児相談、体重測定等を行う。必要に応じ母親の育児不安等の相談にも対応する。	継続	保健推進課
203	発達相談 ことばや発達などが気になる児を対象に専門家による個別相談を行う。また、幼稚園等への巡回相談を行い、集団生活での対応等について専門家からの助言を行う。	継続	保健推進課
204	視力検査 視力や眼が気になる児を対象に専門家による検査、個別相談等を実施する。	継続	保健推進課
205	健康診査事業・健康増進事業 健診結果や医療レセプトデータ ²² などを分析し、明確化した地域の健康課題をもとに、保健指導や健康相談などを幸せ長寿課・保健推進課・健康保険課が連携の上実施する。	継続	保健推進課 健康保険課 高齢福祉課
206	介護予防・日常生活支援総合事業 65歳以上の高齢者が、介護を必要な生活状態となることを防ぎ、地域で自立した生活を送ることができるよう、総合事業により介護予防の普及啓発、介護予防・生活支援サービス等を提供する。	継続	高齢福祉課

²² 医療レセプトデータ：診察報酬明細書の通称で、医療機関がどのような医療行為をしたかなどを記載した書類です。

施策の方向2 心の病の予防・支援対策の推進

日々の生活や仕事などの中で、不安や悩み、ストレスによる精神疾患の方が増加しています。

そのため、市民がこころの健康の維持、増進ができるよう、専門の相談員を配置したり、相談体制の充実と関係機関との連携を図ります。

また、ひきこもり支援についても、スクールソーシャルワーカーを活用した支援などを行います。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
207	メンタルヘルス等広報・啓発事業 広報誌やホームページの活用、各種の保健福祉事業の際に啓発パンフレットを配布するなどして、メンタルヘルス ²³ の正しい知識の普及を図る。	継続	社会福祉課 秘書課
208	こころの健康相談 精神科専門医が心のことで悩んでいる本人や、家族の相談に対応する。	継続	社会福祉課
209	メンタルヘルス出前講座 精神保健福祉士等が学校や職場に出向き、心の元気を回復させるコツや心の病に対する正しい知識をわかりやすく伝える。	継続	社会福祉課
210	相談員・スクールカウンセラー²⁴配置 不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解消を図るため適応指導教室を設置し、悩みや不安を抱える児童・生徒及びその保護者への支援を行う。	継続	指導課
211	ひきこもり支援 ひきこもる要因は様々なので、各々の背景により各担当課で相談を受け、支援の方法を検討し、各種情報の提供、関係機関との調整や連携、必要な支援を行う。 また、学校ではスクールソーシャルワーカー ²⁵ に支援を依頼する。	継続	社会福祉課 こども課 指導課

²³ メンタルヘルス：精神面での健康を意味する言葉です。厚生労働省は、国民の健康を保持するために広く継続的な医療を提供すべき疾病として、平成23年に「精神疾患」が加わりました。メンタルヘルスが不調であると、うつ病やパニック障害などが発生することがあります。

²⁴ スクールカウンセラー：臨床心理士などを学校に配置して、児童生徒などへの相談助言等を行う心の専門家です。

²⁵ スクールソーシャルワーカー：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、活動経験の実績等がある人をスクールソーシャルワーカーとして、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけるなどを行う専門職です。

施策の方向3 医療的ケアの充実

一般的に障がいの周知が十分でない発達障がいや高次脳機能障がいについて、広報等を活用して、市民の理解促進を図ります。

また、発達障がいや高次脳機能障がいの家族の方向けに、相談支援や情報提供を行うとともに、関係機関と連携しながら、県事業である地域リハビリテーション事業と連携します。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
212	地域リハビリテーションの連携促進 県地域リハビリテーション事業との連携を促進する。	継続	社会福祉課
213	発達障がい・高次脳機能障がいのある人への支援 発達障がいや高次脳機能障がいについての広報等による理解促進を図り、障がいのある人や家族に向けた相談・情報提供等の支援を行う。	継続	社会福祉課

基本目標3 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族などの負担を軽減するとともに、障がいのある人、一人ひとりの多様なニーズに応えられるようなサービスの提供が必要です。

一方、事業者においては、人材の確保に苦慮することが多くみられており、国等の動向を見据えつつ、人材の確保を図ることで、障がいのある人が必要な時に必要なサービスを受けることができるようにします。

【具体的な施策】

基本目標3 保健・医療の充実	施策の方向1	障がい福祉サービス等の円滑な推進
	施策の方向2	障がい福祉サービスの基盤整備
	施策の方向3	地域生活支援事業の充実
	施策の方向4	在宅サービスの基盤整備
	施策の方向5	生活の安定・経済的自立の支援
	施策の方向6	人材の確保
	施策の方向7	支援者等への支援

（参考） 本基本目標の背景

ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> • 職員が募集かけても集まって来にくいこと。 • 給料の安さ、処遇、福利厚生等が不十分であるため、継続雇用が難しく利用者へのサービス（質・量）を安定して提供が困難な時がある。
---------	--

施策の方向1 障がい福祉サービス等の円滑な推進

障がいのある人が、障害福祉サービスを円滑に利用できるよう、利用者本位の立場にたって事業運営がされるよう、事業者の質の向上を図ります。

また、地域で生活するための住宅の確保や、いつでも安心して障がいのことや、障がい以外の相談も一体的に受けられるよう対応します。

さらに、障害者地域自立支援協議会のネットワーク機能を活用して、差別解消や虐待防止等の周知を図ります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
301	障害者自立支援認定審査会の運営 中立・公正な立場で専門的な観点から障害支援区分 ²⁶ の審査及び判定を行う。	継続	社会福祉課
302	障害者地域自立支援協議会の運営 事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者などが相互の連携を図り、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題などについて情報を共有し協議を行うことにより、地域の実情に応じた支援体制を整備する。	継続	社会福祉課
303	指定事業者等のサービスの質的向上 障害福祉サービス事業者等の適正な事業運営と利用者や保護等の視点から、障害福祉サービスの質の向上を図るため、助言や指導等を行う。	継続	社会福祉課
304	利用者保護促進事業 サービスの利用手続きやサービスの提供等に伴う利用者の苦情や意見について、社会福祉課や関係機関で連携し対応する。また、障害支援区分や支給決定について不服がある場合は、行政不服審査請求を行えることなどの仕組みについて周知を図る。	継続	社会福祉課
305	利用者負担軽減事業 障害福祉サービス費や補装具費、自立支援医療費等の利用者負担額について障害者総合支援法による軽減制度を周知し適用する。	継続	社会福祉課
306	障害者手帳の交付 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付する。	継続	社会福祉課
307	障害者手帳等申請用診断書料助成事業 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の申請に必要な診断書料の1/2の額（上限3,000円）を助成する。	継続	社会福祉課

²⁶ 障害支援区分：障がいの状況に応じて、必要とされる標準的な支援の区分を示すもので、区分1から区分6までの6段階となっています。

施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある人が住みなれた地域でいつまでも住み続けることができるよう、障害福祉サービスの量の確保を図ります。

また、相談支援を充実することで、施設や病院から円滑に地域移行ができるようにします。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
308	自立支援給付等の支給 障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、自立支援給付及び障害児通所給付などの支給を行う。	継続	社会福祉課
309	障害福祉サービス等の確保 介護給付・訓練等給付サービス等を必要量供給できるように、県及び近隣市町等と連携して広域的対応を図る。	継続	社会福祉課
310	NPO法人等の育成・振興 身近な地域でのサービス提供事業者の育成や支援を行い、振興を図る。	継続	社会福祉課 市民と共に考える課
311	相談支援等の決定 障害福祉サービス等の利用者を対象として、サービス等利用計画等の作成・見直しなどを行う計画相談支援等を決定する。 また、施設入所や病院に入院している障がいのある人等の地域生活への移行に向けた地域移行支援及び地域定着支援の決定を行う。	継続	社会福祉課
312	基幹相談支援センターの設置 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業をはじめ身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に基づく相談等の業務を総合的に行う。	継続	社会福祉課

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することで、障がいのある人もない人も安心して生活ができる地域社会をつくることを目指しています。

今後も引き続き、本市の特性を考慮しつつ、地域生活支援事業を進めます。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
313	相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業 障がいのある人や障がい児の保護者等からの相談に応じるとともに、情報提供、助言、サービス事業所等との連絡調整などを総合的に行う。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
314	意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣によりコミュニケーション支援を行う。	継続	社会福祉課
315	日常生活用具費支給等事業 特殊寝台や特殊マット等の介護・訓練支援用具など、障がいのある人等が日常生活をより円滑に行うための用具の費用を支給する。	継続	社会福祉課
316	移動支援事業 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。	継続	社会福祉課
317	地域活動支援センター機能強化事業 障がいのある人等の通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う。	継続	社会福祉課
318	理解促進研修・啓発事業 障がいのある人等に対する理解を深めるために、研修及び啓発活動やホームページ等による広報活動を行う。	継続	社会福祉課
319	自発的活動支援事業 障がいのある人等やその家族、地域住民等がボランティア活動や交流活動等、自発的に行う活動に対する支援を行う。	継続	社会福祉課
320	奉仕員養成研修事業 手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を目指す方のために、必要に応じ諸講座を開催する。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
321	訪問入浴サービス事業 自宅浴槽での入浴が困難な方を対象に、専用の浴槽を使った自宅での入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。	継続	社会福祉課

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
322	声の広報発行事業 ボランティア等による視覚障がいのある人への「声の広報」の発行を行う。	継続	社会福祉協議会
323	自動車運転免許取得費等助成事業 障がいのある人等が就労等のために自動車運転免許を取得する際や、自ら運転する自動車の操向装置及び駆動装置等を改造する際の費用の一部を助成する。	継続	社会福祉課
324	日中一時支援事業 障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を確保し、負担軽減を図る。	継続	社会福祉課

施策の方向4 在宅サービスの基盤整備

地域において障がいのある人の日常生活を支えるため、福祉タクシー利用助成事業や、障がい者相談事業など、在宅生活を支えるサービスを充実します。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
325	福祉タクシー利用助成事業 重度の心身障がいがある人等が利用するタクシー料金の一部を助成する。	継続	社会福祉課
326	障がい者相談員事業 社会奉仕の精神に基づき、障がいのある人の更生援護に関し、本人又はその保護者からの相談に応じ必要な指導・助言を行う。また、関係機関とも連携し、障がいのある人の福祉の増進を図る。	継続	社会福祉課
327	在宅福祉サービス事業 身の回りのお世話や家事援助などの福祉サービスを必要とする高齢者・障がい者（利用会員）と、サービスを提供する方（協力会員）を結ぶ会員制の福祉サービスを実施する。	継続	社会福祉協議会
328	日常生活自立支援事業 認知症の高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の金銭管理援助等を行う。	継続	社会福祉協議会
329	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 70歳以上の高齢者に、その健康保持と心身の安定を図る。はり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成する。	継続	高齢福祉課

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
330	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 心身に障がいがあるため寝具の衛生管理等が困難な高齢者に対し、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施することにより、清潔で快適な生活環境の向上と健康の保持を図り、高齢者の自立した生活を支援する。	継続	高齢福祉課
331	在宅介護支援紙おむつ等購入費助成事業 在宅の高齢者及びその家族に対し、紙おむつ等の購入に要する経費の一部を助成する。	継続	高齢福祉課
332	高齢者日常生活用具購入費助成事業 日常生活において支援を要する高齢者に対し、日常生活用具（火災警報器・自動消火器・電磁調理器）の購入に係る経費の一部を助成することにより、高齢者等の日常生活の安全を図る。	継続	高齢福祉課
333	福祉車両の貸出 自ら歩行することが困難な障がい者及び高齢者、社会福祉団体及びボランティア団体、社会福祉施設などに対し、医療機関への通院や社会参加のための各種行事・研修会へ参加する際などに福祉車両（リフトカー）を貸し出す。	継続	社会福祉課
334	心身障害者福祉センターの運営 障がいのある人に作業訓練・生活訓練を行い、自立や社会適応能力の向上を図る。また、各種相談・行事等を実施し、在宅の福祉の増進に努める。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会

施策の方向5 生活の安定・経済的自立の支援

障害基礎年金や特別障害者手当など、各種手当での支給や資金の貸付は、障がいのある人の生活の安定や、経済的自立を進める上で重要な役割を果たしています。

そのため、各種手当や、貸付事業の周知に努めます。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
335	障害基礎年金の支給 初診日 ²⁷ において、国民年金の加入者で保険料納付要件を満たしているとき、または基礎年金の受給資格を満たしている方で満60歳から65歳未満で日本に住んでいる間に初診日があるとき、または、20歳前に初診日がある場合で、障がいの程度が国民年金法に定める程度にあるときに支給する。	継続	健康保険課
336	特別障害給付金の支給 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生及び、昭和61年3月以前に、国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害年金の1級、2級相当の障がいの状態にある方が対象となる。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当する方に限られる。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象にならない。	継続	健康保険課
337	特別障害者手当の支給 精神、知的または身体に重度の障がいがあるため常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方に対して手当を支給する。	継続	社会福祉課
338	在宅心身障害児童福祉手当の支給 心身に障がいのある20歳未満の日本国民である児童を在宅で介護している保護者に手当を支給する。	継続	社会福祉課
339	障害児福祉手当の支給 精神、知的または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の障がい児に対して手当を支給する。	継続	社会福祉課
340	特別児童扶養手当の支給 精神、知的または身体に障がいのある20歳未満の児童の父母または養育者に対して手当を支給する。	継続	社会福祉課
341	経過的福祉手当の支給（経過措置） 従来福祉手当を受給していた者で特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者について経過措置として支給する。	継続	社会福祉課

²⁷ 初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日です。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
342	心身障害者扶養共済制度 障がい者（児）を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより保護者に万一のこと（死亡・重度障がいなど）があったとき障がいのある人に終身一定額の年金を支給する。	継続	社会福祉課
343	小口貸付資金・生活福祉資金の貸付 低所得世帯、障がい者世帯及び日常生活上療養又は介護を必要とする高齢者世帯に対し資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長・促進を図る。 市内在住者で一時的に生活費が必要な方に貸付を行う。	継続	社会福祉協議会
344	税や各種割引・減免制度の周知 公共料金等の減免、公立施設等の利用料減免制度についての周知を図る。	継続	社会福祉課
345	難病患者福祉手当の支給 茨城県が発行する「指定難病特定医療受給者証」の交付を受けている方を対象に難病患者福祉手当を支給する。	継続	社会福祉課

施策の方向6 人材の確保

障がいのある人が必要とするだけの十分な各種サービスの提供ができるよう、福祉に関する人材の確保を、国や県とも連携しながら実施します。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
346	専門職職員の確保 保健事業や地域生活支援事業等を効果的に実施するために、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職職員の確保を図る。	継続	社会福祉課 総務課

施策の方向7 支援者等への支援

障がいのある人を支援する方の高齢化等が進んでおり、総合的に支援をしていくことが必要です。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
313 再	相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業 障がいのある人等や障がい児の保護者等からの相談に応じるとともに、情報提供、助言、サービス事業所等との連絡調整などを総合的に行う。（再掲）	継続	社会福祉課 社会福祉協議会

基本目標4 教育・育成の充実

障がい児の方に対して、乳幼児期において成長していくための支援や、就学において、障がいの特性を考慮しつつ、必要な教育を受けることができるようにすることで、本人の能力を伸ばし、生きる力を身につけていけるようにすることが必要です。

そのため、障がい児の能力を伸ばしていくために、本人や家族の意向を踏まえつつ、関係機関と連携しつつ、きめ細かい支援を行います。

また、教職員の方を対象に、障がいについての理解促進を図るための研修を引き続き実施します。

【具体的な施策】

基本目標4 教育・育成の充実	施策の方向1	障がい児の育成支援
	施策の方向2	特別支援教育の推進

(参考) 本基本目標の背景

ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> ・バスへの看護師配置や地域の学校への看護師の配置が増え、教育を受ける権利がスムーズに実現できるようになってほしい。 ・児童発達支援事業所の選択肢が増えてくると良いと思っています。
---------	--

施策の方向1 障がい児の育成支援

障がい児の特性に応じた適切な教育・療育のため、支援に関わる関係者が連携することで、継続的な支援体制をつくります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
401	障がい児保育の充実 障がい児保育の充実を図るため、関係機関と連携して発達相談や生活指導訓練を行い、更に保育士の加配を実施していく。	継続	こども課
402	家庭児童相談室の運営 家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員等を配置し、家庭児童相談室を置く。	継続	こども課
403	就学相談・教育支援の実施 個別に就学相談に応じ、一人ひとりに適した就学のための助言を行う。	継続	指導課
404	障がい児支援体制の構築 発達に不安のある児童や障がい児（発達障がい児を含む）のライフステージ ²⁸ に応じて、早期発見・療育・教育・生活等を総合的に支援する関係機関等の連携体制を構築する。	継続	社会福祉課 保健推進課 指導課
405	障害児通所支援の充実 身近な地域で支援が受けられるように、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を実施する。	継続	社会福祉課
406	児童デイサービスセンターの運営 発達に不安のある児童や障がい児に対し心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集団生活への適応訓練、乳幼児・児童生徒に応じた療育を図る。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会

²⁸ ライフステージ：人生の節目を区切った上で、それぞれの段階を示すものです。例えば、乳児期、幼児期などの区切りがあります。

施策の方向2 特別支援教育の推進

保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。
また、障がい児と、障がいのない子どもとの交流保育、交流教育を進めることで、お互いが成長できるような環境づくりに努めます。

さらに、教員向けに、障がいに関する研修等を行うことで、専門性の向上と理解促進を図ります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
407	特別支援教育コーディネーターの配置 通常学級における支援を要する児童・生徒の学級担任への相談・支援や、校内教育支援委員会の実施、研修情報の提供を行う。通常の学級に在籍するLD ²⁹ 、ADHD ³⁰ 、自閉症スペクトラム症 ³¹ 等の児童・生徒への校内支援体制の整備・充実を図る。	継続	指導課
408	教育補助員の配置 障がいがあり、生活や学習での補助が必要な幼児、児童・生徒に対し、教育補助員を配置する。	継続	学校教育課 指導課
409	特別支援学級の設置 小・中学校に知的障がい等の特別支援学級を設置し、障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行う。本市には、知的障がい、情緒障がい、言語障がい学級がある。	継続	学校教育課 指導課
410	通級指導の実施 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の課題をもつ児童生徒に対して、通級指導教室において個別指導を実施する。	継続	指導課
411	教職員等研修の実施 発達障がい児への支援、障がい児の普通学級への就学の増加に対応して、一般教職員の障がい児に対する理解を深めるための交流と研修の機会を設定する。	継続	指導課
412	福祉教育・交流教育の実施 小学校：市内の老人施設等との交流（施設訪問、施設主催の祭りへの参加、ボランティア体験活動）、地域のお年寄りとの共同作業、学校への招待等。 中学校：特別支援学校中学部との交流、授業の一環として福祉センター等にてお年寄りとの交流、福祉体験活動の実施等。	継続	指導課
413	学校施設のバリアフリー化 障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進する。	継続	学校教育課

²⁹ LD：学習障がい（限局性学習症、LD）のことで、文部科学省の定義では、全般的な知的発達に遅れはないものの聞いたり話したり、推論したりする力など学習面での広い能力の障害を指します。

³⁰ ADHD：「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障がいの1つです。

³¹ 自閉症スペクトラム症：ASD（自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群）と言われ、生まれつきの脳機能障がい、言葉の遅れ、反響言語（オウム返し）などがあります。

基本目標5 就労機会の拡大

障がいのある人が、生涯にわたって自立するために、企業等への就労を支援することはもちろんのこと、一般企業では就労が困難な方に対して、福祉的就労の場を充実させることで、多様な形での就労を進めていくことが必要です。

また、法定雇用率は令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%への引き上げが予定されており、法定雇用率の対象企業についてはより多くの障がいのある人が就労する反面、雇用された人が継続して就労できるよう、就労定着支援などの充実を図ります。

【具体的な施策】

基本目標5 就労機会の拡大	施策の方向1	雇用・就労の場の拡大
	施策の方向2	福祉的就労の場の確保
	施策の方向3	職業リハビリテーションの充実

(参考) 本基本目標の背景

アンケートから	<ul style="list-style-type: none"> • 勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」が33.3%、「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」が31.9% • 障がい者の就労支援で必要なことは、「職場の障がい者理解」が41.5%
ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> • 駅から離れている場所に住んでいる方の利用が難しい（B型事業所以外は） • 一般企業では、精神・知的障がい者に関しては、殆どノウハウは保有されていないと思う。

施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

障がいのある人が、より多く就労できるよう、関係機関や事業所等と連携を図ることで、より多くの雇用を創出します。

また、本市では令和2年度に「常総市障がい者活躍推進計画」を策定し、雇用の目標や考え方を示しています。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
501	雇用促進対策の普及・啓発・広報 「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、ハローワークと連携して障がいのある人の雇用制度の趣旨の普及・啓発・広報を行う。	継続	社会福祉課
502	障がい者の活躍を推進する体制整備 市職員に障がいのある人の新規採用を積極的に行うとともに、障がいのある人への合理的配慮等に努める。	継続	総務課

施策の方向2 福祉的就労の場の確保

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針に基づき、障がい者施設等の供給する物品の調達を行います。

また、障がいのある人が農業で就労できる環境づくりを支援します。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
503	農福連携の推進 農業分野の人手不足の解消と、障がいのある人の就労の確保や工賃の向上に向け、農業と福祉の連携に努める。 今後、「農福連携」を促進し、農業の活性化と障がいのある人の就労先や地域で活躍できる場の拡大を目指す。	継続	農政課 社会福祉課
504	福祉的就労の場のネットワークの構築 福祉的就労の場の拡大に向けて、教育・雇用関係機関等のネットワークを構築する。	継続	社会福祉課
505	障害者優先調達推進法による市の事業 障がい者施設などで作られた物品の購入を促進したり、除草作業などを委託する。	継続	社会福祉課

施策の方向3 職業リハビリテーションの充実

就職を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援事業や就労定着支援事業等により、職場定着支援と必要な知識の習得や能力の向上を行います。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
506	就労移行支援事業等の確保 就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援事業の確保、定着を図り、就労を支援する。	継続	社会福祉課

基本目標6 文化芸術・スポーツ、レクリエーション活動等の充実

障がいのある人が、その人が希望する文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動など、地域でのさまざまな活動の場や発表の場の確保を、各種団体や関係者と連携しながら実現できるように支援します。

また、選挙では障がいのある人が安心して投票することが出来るよう、投票会場のバリアフリー化や、郵便等投票制度の周知を進めます。

【具体的な施策】

基本目標6 文化芸術・スポーツ、 レクリエーション活動 等の充実	施策の方向1	文化・スポーツ活動等の振興
	施策の方向2	選挙における投票環境の整備
	施策の方向3	地域コミュニティ活動

(参考) 本基本目標の背景

アンケートから	<ul style="list-style-type: none"> 趣味・生きがいについて「特になし」が約27%、スポーツ、運動を「したことがない」「過去にしていたが、今はしていない」をあわせて約54%
国の動向	<ul style="list-style-type: none"> 国の障害者基本計画（令和5年改定）の中で、障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備が新たに記載

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

障がいの有無にかかわらず活動できるスポーツの種目の普及や、障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、障がいのある人の社会参加やコミュニティの構築につなげます。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
601	障がい者サービスの拡充事業 市立図書館における障がいのある人向けのサービスを提供する。	継続	図書館
602	スポーツ活動への参加促進 障がいのある人のスポーツ活動などへの参加を促進する。	継続	社会福祉課 生涯学習課

施策の方向2 選挙における投票環境の整備

各種選挙においても、選挙情報の提供や投票会場のバリアフリー化を推進します。
また、公職選挙法に基づく郵便等投票制度の周知を図ります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
603	選挙情報の提供 選挙広報等について、ボランティアの活用も含めて「声の広報」や「点字広報」の発行を調査・検討する。	継続	総務課
604	投票会場のバリアフリー化 障がいのある人を含めて誰もが行きやすい投票所のバリアフリー化を推進する。	継続	総務課
605	郵便等投票制度の周知・啓発 投票所に行くことができない障がいのある人等が自宅にて投票を行い選挙管理委員会に郵送する制度の周知・啓発を図る。	継続	総務課

施策の方向3 地域コミュニティ活動

誰もが生涯学習やスポーツ・文化活動に積極的に参加できるよう、地域・関係機関、障がい者団体等との連携を図ることで、地域福祉活動の振興を図ります。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
606	障がい者団体活動補助 障がい者団体や家族会等の活動の振興に向けて、補助を行う。	継続	社会福祉課

基本目標7 安心・安全な暮らしの確保

障がいのある人が病院や施設から、地域に移行したり、住みなれた地域での生活を続けていくためには、「安心・安全に暮らせる場」が必要であり、そのためには、住居のバリアフリー化だけでなく、周辺環境もバリアフリーであることが必要です。あわせて、心のバリアフリーといわれるように、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことも大切です。

災害対策については、福祉避難所の確保や災害時の避難等について「地域防災計画」と整合を図りながら、避難行動要支援者対策を進めます。

また、令和4年度には障がいのある人の情報取得に関する法律として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法と記載）」が公布されました。本法に基づき、障がいのある人が円滑に情報取得をできるようにします。

【具体的な施策】

基本目標7 安心・安全な暮らしの 確保	施策の方向1	バリアフリーの生活環境整備
	施策の方向2	災害時支援・防犯対策の推進
	施策の方向3	情報アクセシビリティの推進
	施策の方向4	住環境の整備

（参考） 本基本目標の背景

アンケートから	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画の作成希望有無は、「わからない」が33.6%で最も多く、次いで「対象者ではない」が18.3% ・災害時に1人で避難できるかどうかは、「できる」が38.2%で最も多く、次いで「できない」が35.6% ・一般避難所での避難生活状況は、「できない」が28.0%
ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の避難所があると安心。 ・携帯を持っていないなど、連絡が取りにくい方の安否確認が出来る場所。また投薬、治療を受けられ、精神を落ち着かせる空間が確保できるようにしてほしい。

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

子どもから大人まで、障がいの有無や国籍に関係なく、だれもがいきいきと心豊かに日常生活を送り、多様な活動を行うことができる社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進します。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
701	生活・移動環境のバリアフリー 市民が多く集まる施設や商業地、公園、道路、駅など、生活と移動に関わる環境について、バリアフリー化の推進を図る。	継続	社会福祉課 都市計画課 都市整備課 資産活用課 生涯学習課 道路課 商工観光課
702	「障がい福祉支援者マップ」の作成 障がいのある人に関わる各種情報を整理し、「障がい福祉支援者マップ」を作成する。	継続	社会福祉課
703	公共施設等のバリアフリー化 公共施設等のバリアフリー化状況を点検し、計画的に未整備箇所のバリアフリー化推進を図る。	継続	社会福祉課 都市整備課 資産活用課 生涯学習課 商工観光課
704	人にやさしいまちづくり整備計画の推進 市内の公共的施設や集客施設、道路等、主要な施設等についてユニバーサルデザイン ³² に基づく計画的なまちづくりを推進するために、「人にやさしいまちづくり整備計画」の推進を図る。	継続	社会福祉課 都市計画課 都市整備課 生涯学習課 道路課 商工観光課
705	交通安全対策の推進 道路の歩道と車道の分離や段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置など障がいのある人の移動環境の整備、安全対策を推進する。	継続	道路課 防災危機管理課
706	公共交通サービスの整備 市民が安全で安心に移動できる交通手段を確保するため、常総市予約型乗合交通ふれあい号及びコミュニティバスの運行を行う。	継続	都市計画課

³² ユニバーサルデザイン：施設や製品等については新しいバリアが生じないようにするため、障がいなどのある人もない人も、利用しやすくデザインするという考え方です。

施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者対策、特に個別避難計画の作成を引き続き進めることで、災害時に障がいのある人が、直接福祉避難所に避難できるようにします。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
707	避難行動要支援者対策の推進 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために個別避難計画の作成が有効であることから、障がいのある方々の、福祉避難所等への直接避難を想定した避難計画の作成を推進する。	見直し	防災危機管理課 社会福祉課
708	消費者被害の防止 障がいのある人が不当な消費者犯罪などにまきこまれないよう、「常総市消費生活センター」と連携して、広報・啓発を行う。	継続	商工観光課 社会福祉課
709	高齢者見守りサポート事業 ひとり暮らしの高齢者その他の緊急時に家族等の支援を受けることができない者に対し、高齢者見守りサポート事業を実施することにより、急病、災害、その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者等の不安を解消するとともに、生活の安全を確保する。 また、「緊急通報システム」と「電子@連絡帳 Joso システム」とのシステムをデータ連携することで、事業を超えた連携・支援体制を図る。	継続	高齢福祉課

施策の方向3 情報アクセシビリティの推進

令和4年度に公布された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人が必要とする様々な情報が、様々な媒体にて提供できる体制をより充実します。

また、障がいのある人がより利用しやすいよう、日本工業規格（JIS X 8341-3：2016）に準拠し、ウェブアクセスシビリティの向上に努めます。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
710	ホームページのバリアフリー化推進 ホームページの制作にあたり、日本工業規格「JIS X 8341-3」を尊重し、アクセシビリティ（不自由のない利用しやすさ）を考慮してバリアフリー化を推進する。	継続	秘書課

施策の方向4 住環境の整備

障がいのある人が地域で生活するために、公営住宅の住環境の改善を行います。

また、一般住宅についても、関係機関と連携し、障がいをお持ちで一定の条件を満たす人を対象として、一部の住宅設備の更新について助成を行います。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
711	障がいのある人対象公営住宅の整備 公営住宅のバリアフリー化を実施する。（段差の解消、手すりの設置、廊下の幅の拡幅）	継続	都市整備課
712	障がいのある人対象住宅改修の支援 身体・知的に重度の障がいのある人が、自宅において安心して暮らすことができるよう、住宅改修にかかる費用を助成します。	継続	社会福祉課

基本目標8 権利擁護の推進

権利擁護は、人権をはじめとして様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理することです。

障がいのある人の権利を守るために、関係機関との連携を強化するとともに、成年後見制度の周知や利用促進を図ることが必要です。

また、本市では「常総市障害者虐待防止センター」を設置していますが、障害者差別解消法や、障害者虐待防止法の周知もまだ十分でないため、引き続き周知を図ることが必要です。

今後も、虐待を未然に防ぐことができるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に対して、虐待防止の情報提供を行います。あわせて、合理的配慮や差別の禁止についても、関係機関と連携して推進します。

【具体的な施策】

基本目標8 権利擁護の推進	施策の方向1	成年後見制度と意思決定支援の推進
	施策の方向2	障がい者虐待防止のための体制整備
	施策の方向3	差別の禁止
	施策の方向4	合理的配慮の推進

(参考) 本基本目標の背景

アンケートから	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法や障害者虐待防止法等についても、6割以上の障がい者が「知らない」と回答 ・合理的配慮の認知状況は、「知らない」が66.7% ・障がい者への理解は、「あまり感じない」が39.7%
ヒアリングから	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や事業所だけでなく、一般市民にも制度の周知、啓発がまだまだ十分ではない。 ・常総市に限ったことではないが、市民レベルでの権利意識や差別、虐待への認識が薄いと思う。

施策の方向1 成年後見制度と意思決定支援の推進

障がいのある人や、その介助者の方に、成年後見制度に関する情報提供を行います。

また、業務を適正に行えるよう、後見人の育成・活用の研修や、法人も確保を行うことで、市民後見人の活動を含めた法人後見の活動を支援するとともに、成年後見制度の充実を図るため、令和6年度以降に「成年後見制度中核機関」を設置できるように努めます。

また、自立した日常生活を送るために制度を必要とする人が、必要な時に活用できるよう、制度の利用について支援を行います。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
801	成年後見制度の充実 令和6年度以降に「成年後見制度中核機関」を設置できるように努める。中核機関の設置により、成年後見制度の普及と利用支援に取り組む。また、後見等の業務を適正に行う事ができる人材の育成・活用に努める。	拡大	社会福祉課 高齢福祉課
802	成年後見制度法人後見支援事業 法人後見実施の体制整備、法人後見実施団体等への活動支援等を行う。	継続	社会福祉課 高齢福祉課
803	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用の支援を行う。	継続	社会福祉課 高齢福祉課
804	日常生活自立支援事業 親族などの援助を得られない判断能力が不十分な障がいのある人に、サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行う。	継続	社会福祉協議会

施策の方向2 障がい者虐待防止のための体制整備

本市では、令和3年度に「常総市障害者虐待防止センター」を社会福祉課内に設置して、障がいのある人に対する虐待の通報・届け出の窓口としています。

引き続き、障がいのある人への虐待等の通報があった場合には、関係機関と連携して対応を行います。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
805	虐待防止など人権に関する啓発の推進 障がいのある人に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行う。	継続	社会福祉課
806	虐待等への的確な対応のための体制整備 虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図る。	継続	社会福祉課

施策の方向3 差別の禁止

障がいを理由にした差別の解消や、障害者差別解消法の考え方や内容について、広報等による周知を行います。

また、市職員向けには、差別の禁止に向けた周知を進めることで、日常業務の中でも適切に対応できるようにします。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
806	差別の禁止の周知 障がいのある人に対する差別の禁止等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努める。	継続	社会福祉課

施策の方向4 合理的配慮の推進

地域社会における共生を実現するため、日常生活や社会生活における障がいのある人の活動を制限したり、社会的障壁を取り除くよう、企業や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮に関する周知を行います。

	施策名（上段） 方針（下段）	今後の 方向性	担当課
807	合理的配慮の推進 障害者差別解消法に基づき、差別解消のための具体的な方策や合理的な配慮事項を検討し、推進に努める。	継続	社会福祉課

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 本計画に関する国の指針

本計画は、国が令和5年に示した基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児 通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、以下の7項目の基本的概念が示されています。

以下は、7項目のポイントを紹介します。

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。また、障がい者等が自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

- ・市町村を実施主体の基本とします。また、県の適切な支援等を通じて引き続き、障がいの種別等により、障害福祉サービスに差が生じないようにします。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用して、提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

- ・障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- ・また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

- ・加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、職員の処遇改善等による職場環境の整備、業務の効率化に取り組んでいくことが重要です。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組・定着

- ・障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。
- ・文化活動については鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保を行います。
- ・また、視覚障がい者等の読書環境の整備や、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの展開

障害者総合支援法に基づき提供される福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性に応じて実施する「地域生活支援事業」に分かれます。また、障がい児向けのサービスとしては、児童発達支援など、児童福祉法に基づくサービスとなっています。

3 令和8年度に向けた目標

障がいのある人の自立支援の観点から、国の基本指針等に基づき、令和8年度までに達成すべき成果目標及び目標達成に必要なサービス等の見込量を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築
- (6) 相談支援体制の充実・強化
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人が、施設や病院等から地域生活への移行を進めるため、相談支援体制の強化やグループホームなどにおける障がいのある人の重度化・高齢化への対応などを行うことで、地域で障がいのある人を受け入れる体制づくりを進めます。

【実績】

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数	103人	令和4年度末時点において、施設入所支援や療養介護のサービスを利用している者の数。

【目標値】

項目	数値	考え方
令和8年度末の地域生活（グループホーム、自宅等）への移行者数	6人	施設入所からグループホーム等、在宅に移行する者の数。 令和4年度末施設入居者の6%以上を目標とする。
施設入所者数の削減	5人	令和4年度末施設入居者の5%以上削減を目標とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、いつまでも地域で安心して暮らし続けていくため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を図りながら、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を進めます。

また、円滑な地域移行を図るため、地域移行支援等のサービスについて、精神障がいの方の人数を定めています。

【目標値】

項目	6年度	7年度	8年度	考え方
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	基幹相談支援センター主催による事例検討会の回数も含める。
地域移行支援の精神障がいの方の利用者数	1人	0人	1人	病院や入所福祉施設などから、単身等の生活を目指す者を対象とする。
地域定着支援の精神障がいの方の利用者数	1人	1人	1人	地域に移行した後、生活のサポートを必要とする者を対象とする。
共同生活援助の精神障がいの方の利用者数	65人	71人	74人	精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者で共同生活援助を利用している者を対象とする。
自立生活援助の精神障がいの方の利用者数	0人	0人	1人	地域で、独立した生活を送ろうとする精神障がい者を対象とする。

(3) 地域生活支援拠点の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制の構築等について関係機関と協議していきます。

【目標】

項目	状況	今後の考え方
地域生活支援拠点等の整備	相談業務の強化を図るため基幹相談支援センターを設置した。	相談、専門人材の確保・養成、地域の体制づくり等について関係機関との連携・協議を進め、効果的な支援体制を構築していく。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障がいのある人について目標を定めます。

【実績】

項目	数値	考え方
令和4年度末の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護）の利用を経て一般就労に移行する者の数。
令和4年度末の就労移行支援から一般就労への移行者数	0人	令和4年度における就労移行支援から、一般就労への移行者数。
令和4年度末の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数	2人	令和4年度における就労継続支援 A 型から、一般就労への移行者数。
令和4年度末の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数	0人	令和4年度における就労継続支援 B 型から、一般就労への移行者数。

【目標値】

項目	数値	考え方
令和8年度末の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	4人 1.28倍	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等から、令和8年度に一般就労する者の数。 令和4年度の移行実績の1.28倍以上を目標とする。
令和8年度末の就労移行支援から一般就労への移行者数	2人 1.31倍	令和8年度に就労移行支援から一般就労する者の数。 令和4年度の移行実績の1.31倍以上を目標とする。
令和8年度末の就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数	3人 1.29倍	令和8年度に就労継続支援 A 型から一般就労する者の数。 令和4年度の移行実績の1.29倍以上を目標とする。
令和8年度末の就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数	2人 1.28倍	令和8年度に就労継続支援 B 型から一般就労する者の数。 令和4年度の移行実績の1.28倍以上を目標とする。
就労定着支援事業の利用者数	8人 1.41倍	令和4年度に就労定着支援事業の利用者数の実績の1.41倍以上を目標とする。
就労定着支援事業の就労定着率	事業所全体の 2割5分以上	各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とする。

(5) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

障がいのある児童およびその家族への支援を適切に行うことができるよう、体制の整備、充実に努めます。

なお、障がい児施策については、本市を含む圏域での整備数についてもあわせて記載します。

【目標値】

項目		数値	考え方
児童発達支援センターの設置		1 箇所	令和8年度末までに、少なくとも1箇所以上設置することにより、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
設置形態	市単独	0 箇所	市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	圏域 ³³ で整備	1 箇所	
保育所等訪問支援の実施		1 箇所	令和8年度末までに、実施体制を構築する。
設置形態	市単独	1 箇所	市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	圏域で整備	1 箇所	
重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所および放課後等サービスの確保		1 箇所	令和8年度末までに、少なくとも1箇所以上確保する。
設置形態	市単独	1 箇所	市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	圏域で整備	1 箇所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1 箇所	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。
設置形態	市単独	0 箇所	市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	圏域で整備	1 箇所	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1 人	令和8年度末までに、医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置する。

33 圏域:県が定める障害福祉圏域で、常総市は「つくば障害福祉圏域(つくば市、つくばみらい市、常総市)」に含まれます。

【目標値】

項目	6年度	7年度	8年度	考え方
ペアレントトレーニング ³⁴ 等による保護者への支援プログラムの受講者数	5人	5人	5人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援状況および本市の発達障がいのある人等の数を勘案し、見込者数を設定する。
ペアレントメンター ³⁵ の人数	0人	0人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況および本市の発達障がいのある人等の数を勘案し、見込者数を設定する。
ピアサポート ³⁶ の参加人数	0人	0人	1人	現状のピアサポート活動状況および本市の発達障がいのある人等の数を勘案し、見込者数を設定する。

³⁴ ペアレントトレーニング:障がいのある子どもの保護者などが、子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得することです。

³⁵ ペアレントメンター:障がいのある子どもの保護者などが、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

³⁶ ピアサポート:同じような立場や境遇、経験などをもつ者同士が支え合いを行うことです。

(6) 相談支援体制の充実・強化

【目標値】

項目	6年度	7年度	8年度	考え方
総合的・専門的な相談支援	あり	あり	あり	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込を設定する。
相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	1件	1件	2件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込を設定する。
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	2件	地域の相談支援事業者の人事育成の支援件数の見込を設定する。
相談機関との連携強化の取組の実施	1件	1件	2件	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込を設定する。
個別事例の支援内容の検証実施	1件	2件	3件	協議会等において、個別事例の検討を通じて地域の課題を共有し支援体制の整備につなげる。
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	1人	1人	1人	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として主任相談支援専門員を配置する。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値】

項目	6年度	7年度	8年度	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修会への参加	2人	4人	6人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修会への参加人数の見込を設定する。
自立支援審査支払いシステムによる審査結果を共有する体制	1回	1回	1回	障害者自立支援審査支払いシステムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無およびその実施回数を見込を設定する。

項目	6年度	7年度	8年度	考え方
指導監査を適切に共有する体制	1回	1回	1回	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無およびその共有回数を見込を設定する。

4 障害福祉サービスの見込み量

第6期障がい福祉計画の実績を踏まえ、令和8年度に向けて、障がい福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間で第7期計画期間、障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間で第3期計画期間として、各年度における見込み量を設定します。

(1) 訪問系サービス

(人・時間/月間)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用実人数	66	66	62	67	68	69
	延利用時間	676	584	768	650	670	675
重度訪問介護	利用実人数	1	1	1	2	2	3
	延利用時間	772	775	910	770	775	780
同行援護	利用実人数	5	5	5	7	7	8
	延利用時間	29	54	89	90	95	105
行動援護	利用実人数	0	2	1	2	2	2
	延利用時間	0	10	14	20	20	25
重度障害者等 包括支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

【訪問系サービスの確保方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がいのある人が日中の活動を支援するサービスで、大きくは介護給付と訓練等給付に分かれます。

① 生活介護

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	186	191	195	201	207	214
延利用日数	3,652	3,604	4,095	4,095	4,096	4,096

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

② 自立訓練

(人・日/月間)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用実人数	14	12	8	8	10	11
	延利用日数	98	86	57	64	80	88
生活訓練	利用実人数	25	15	13	15	16	20
	延利用日数	175	129	117	130	138	155

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

③ 就労移行支援

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	31	29	24	24	25	26
延利用日数	238	255	350	350	360	370

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

④ 就労継続支援

(人・日/月間)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A型	利用実人数	47	41	43	45	50	55
	延利用日数	546	546	548	550	620	675
就労継続支援 B型	利用実人数	173	180	180	180	189	210
	延利用日数	2,607	2,640	2,670	2,700	3,048	3,383

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

⑤ 就労定着支援

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	3	4	5	5	5	5
延利用日数	2	2	4	4	4	4

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

⑥ 療養介護

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	5	6	6	6	6	6
延利用日数	131	179	160	180	180	180

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

⑦ 短期入所

(人・日/月間)

	項目	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉型	利用実人数	16	23	16	28	30	30
	延利用日数	109	138	167	174	190	190
医療型	利用実人数	0	0	1	1	2	2
	延利用日数	0	0	5	7	14	14

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

【日中活動系サービスの確保方策】

- サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組めます。
- 生活介護については、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護としてサービスを提供します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	0	0	0	1	1	1
延利用日数	0	0	0	4	4	4

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

② 共同生活援助（グループホーム）

(人・日/月間)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用実人数	109	131	126	133	141	150
	延利用日数	2,919	3,135	3,003	3,120	3,240	3,360
市内の設置数	設置数	10	11	12	13	14	15
	利用定員数	85	98	108	113	118	123

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

③ 施設入所支援

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	95	98	98	99	101	102
延利用日数	2,823	2,854	2,596	2,900	2,820	2,800

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

【居住系サービスの確保方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組めます。

(4) 相談支援

相談支援については、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス等利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行う計画相談支援、施設等から地域に移行するための地域移行支援、単身等で生活する障がいのある人を支援する地域定着支援があります。

(人/年間)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用実人数	509	519	520	530	540	550
地域移行支援	利用実人数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用実人数	0	0	0	1	1	1

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

①計画相談支援

計画相談支援は、全ての障害福祉サービス利用者を対象としています。

②地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援・地域定着支援については、令和5年度時点の実績見込は0ですが、令和8年度に1人ずつの利用を見込んでいます。

【相談支援の確保方策】

- サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組めます。
- 計画相談支援については、常総市基幹相談支援センター及び特定相談支援事業所と連携して、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。

5 障がい児通所支援（障がい児福祉計画）

①児童発達支援

就学前の障がいのある児童を対象として、日常生活における基本的動作や、自立生活に必要な知識等を教えたり、集団生活に順応するための訓練を行います。

（人・日／月間）

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	111	113	135	149	165	183
延利用日数	441	587	791	1,059	1,419	1,900

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

②医療型児童発達支援

就学前の障がいのある児童で、かつ肢体や体幹に障がいのある児童に、日常生活における基本的動作や、自立生活に必要な知識等を教えたり、集団生活に順応するための訓練を行います。

（人・日／月間）

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	0	0	0	0	1	1
延利用日数	0	0	0	0	20	20

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

③放課後等デイサービス

小学校に就学している障がいのある児童を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を行います。

（人・日／月間）

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	132	132	143	149	155	162
延利用日数	1,209	1,260	1,570	1,790	1,860	1,950

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

④保育所等訪問支援

障がい児の施設で指導経験のある、専門の児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある児童が集団生活に順応するための専門的な支援や施設職員への助言等を行います。

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	0	1	1	1	2	3
延利用日数	0	2	2	2	4	6

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあるため、外出が困難な児童を訪問し、在宅で日常生活における基本的動作や、自立生活に必要な知識等を教えたり、集団生活に順応するための訓練を行います。

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	0	0	0	0	1	1
延利用日数	0	0	0	0	10	10

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

⑥障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所施設を利用する前に障害児支援利用計画を作成するための支援を行います。また、障害児支援利用計画が適正かどうかを判断するため、一定期間ごとにモニタリングを行います。

(人/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	255	255	290	310	331	354

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することで、医療的ケア児の円滑な支援につなげます。

(人/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	0	0	0	1	1	1

注：令和3年度、令和4年度は年間平均値、令和5年度は見込値

【障がい児サービスの確保方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組みます。
- ・新規に参入を希望する社会福祉法人が新規参入しやすいよう、必要な支援を行います。

6 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活等や社会参加を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、市民の方を対象に理解促進等を行う事業です。

(回/年)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の回数	2	1	1	1	2	2

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・ホームページや広報紙を活用して、広報活動を行います。また、障がいのある人となし人との交流できるイベント等を活用して、理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

- ・障がいのある人が、日常生活等や社会参加を営むことができるよう、障がい児の余暇活動支援を行ったり、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援する事業です。

(団体/年)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の回数	6	5	5	5	5	6

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・自発的な取組や事業を実施している団体に対して、支援を行います。

(3) 相談支援事業**① 障害者相談支援事業**

障がいのある人の日常生活・社会生活を支援するため、本人や家族など介護者からの相談に応じることで、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うものです。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、市民・福祉センター「ふれあい館」内に設置され、障害福祉サービス相談や地域移行、地域定着支援、地域ネットワークづくり、障がいのある人の権利擁護だけでなく、ひきこもり相談など、障がいの種別にかかわらず実施されるものです。

(箇所)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	8	8	7	7	7	7
基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	1	1	1	2

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を必要とする障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援する事業です。

(実人数/年)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	0	0	0	1	1	1

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・制度の周知を図ることで、利用の促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に実施できる法人を確保できる体制を整備します。

また、市民後見人の活用も含め、法人後見活動を支援することにより障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

(団体/年)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	0	0	0	1	1	1

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・成年後見制度において、後見等の業務を適正に行うことが出来る法人を確保する体制づくりを行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人のために、意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業です。

(延人数/年)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	62	23	25	25	28	30
	要約筆記者派遣事業	2	0	0	2	4	5

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・関係機関と連携しながら、手話通訳者、要約筆記者の育成を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図る事業です。

(件/年)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援機器	0	6	5	6	6	6
	自立生活支援機器	4	6	4	8	8	8
	在宅療養等支援機器	2	3	4	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具	6	5	5	6	6	6
	排せつ管理支援用具	1,244	1,498	1,577	1,600	1,630	1,660
	居宅生活動作補助用具	0	1	1	1	2	2

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・障がいのある人のニーズにあった用具の給付に努めます。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことで、社会参加などを促進する事業です。

(人・日/月間)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	10	7	8	8	10	11
延利用日数	598	593	600	600	620	630

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組みます。

(9) 地域活動支援センター事業

障がいのある人などに対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う地域活動支援センターの充実を図ります。

○Ⅰ型事業所

専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行います。

○Ⅲ型事業所

地域の障がい者団体等が実施する通所などの援護事業をおおむね5年以上実施し、安定的な運営が図られている事業所が対象となります。1日あたりの実利用人数はおおむね10名程度です。

(年間)

	項目	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ⅰ型	箇所数	1	1	1	1	1	1
	延べ人数	196	32	51	55	60	65
Ⅲ型	箇所数	2	2	2	2	2	2
	延べ人数	3,178	2,820	2,816	2,820	2,940	3,060

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組みます。

(10) 任意事業

事業名		事業内容
訪問入浴サービス事業		自宅の浴槽では入浴が困難な方を対象に、専用の浴槽を使って、ご自宅での入浴、洗体、洗髪、洗顔等のサービスを提供します。
日中一時支援事業		日中の通所後における障がい者の活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障がい者世帯の就労を支援する事業です。
自動車運転免許取得、改造費用助成		就労等の交通手段の確保のため、自動車の免許取得、改造に対して、一定の金額を助成するものです。
社会参加支援事業	点字・声の広報発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人のため、点字や音声で広報紙の内容を紹介します。
	奉仕員養成研修	手話奉仕員等を養成する研修を実施します。

(実人数/年)

項目	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	0	0	1	2	2	3
日中一時支援事業	41	39	41	45	46	47
自動車運転免許取得、改造費用助成	2	3	2	3	3	3
社会参加支援事業	点字・声の広報発行	11	11	11	11	11
	奉仕員養成研修	0	5	16	20	20

注：令和3年度、令和4年度は年間実数、令和5年度は見込値

【見込量確保のための方策】

- ・サービスの確保を行うため、関係機関等と連携しながら、人材の育成や事業所の確保に取り組めます。